

多賀城市文化財調査報告書

第107集

市川橋遺跡——第72次調査——出土の漆紙文書

多賀城市教育委員会

序文

本市文化財調査報告書として、市川橋遺跡から発見された漆紙文書の調査成果を刊行することになりました。周知のとおり、漆紙文書は昭和四十八年に多賀城跡の調査において初めて確認されたものであり、古代史を解き明かす重要な史料として認識されております。現在、本市教育委員会が発掘調査で発見した漆紙文書は三十二点にのぼり、古代多賀城の実像に迫る大変貴重な史料となつております。

今回の漆紙文書は、平成二十年度に個人住宅の建設に伴い実施した市川橋遺跡第七十二次調査で出土したものです。市川橋遺跡は、多賀城跡の南面に建設された古代地方都市の遺跡であり、これまでも数多くの貴重な遺構や遺物が発見されておりますが、この文書は解読の結果馬に関係する建物の修理報告書の案文と考えられ、周辺における調査成果を踏まえると、都市の中に馬関連施設が存在した可能性が浮かび上がってまいりました。古代都市多賀城は、まだその全体像を解明するまでには至っておりませんが、このような成果の積み重ねによって徐々に明らかになっていくものと期待しております。

最後になりましたが、本書の作成にあたり多大なる御協力をいただきました国立歴史民俗博物館長 平川南氏と同館外来研究員 武井紀子氏、また発掘調査に際し御理解と御協力をいただきました関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成二十三年七月

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

例 言

- 1 本書は、平成二十年度に実施した市川橋遺跡第七十二次調査出土の漆紙文書に関する報告である。
- 2 遺構の名称は、各遺跡とも第一次調査からの通し番号である。
- 3 1 調量法の改正により、経緯度の基準は平成十四年四月一日から日本測地系に代わり、世界測地系に従うこととなつた。しかし本書では過去の調査区との整合を図る上での便宜を考慮し、従来通りの国土座標「平面直角座標系X」を用いている。なお、市川橋遺跡の調査区基準線は、南北大路と東西大路の交差点中央付近に設定した[X=189, 200. 000 Y=13, 850. 000]を原点として設定している。
- 4 捕団中の高さは、標高値を示している。
- 5 本書の執筆は、第一章から第三章と第四章第一節を村松稔、第四章第二節と第三節を鈴木琢郎が担当し、第五章を平川南（国立歴史民俗博物館館長）・武井紀子（日本学術振興会特別研究員 国立歴史民俗博物館外來研究員）に依頼した。図版作成は村松と鈴木、遺構の写真撮影は村松、漆紙文書の可視光による撮影は村松と鈴木が行つた。漆紙文書の赤外線デジタル写真撮影は中村一郎氏（奈良文化財研究所）の協力を得て行つた。編集は村松が担当した。
- 6 本書に掲載した正倉院文書の写真（第十三図）は、宮内庁正倉院事務所の許可を得たものである。
- 7 本書に記載した正倉院文書の写真（第十三図）は、宮内庁正倉院事務所の許可を得たものである。
- 8 市川橋遺跡第七十二次調査の成果については、既に多賀城市文化財調査報告書第九十五集『多賀城市内の遺跡2－平成二〇年度発掘調査報告書』（一〇〇九年）で内容を報告しているが、本書と記載内容が異なる場合、本書がこれに優先する。
- 9 調査に関する諸記録、及び出土遺物は、すべて多賀城市教育委員会が保管している。

凡 例

- 1 本書で使用した遺構の略称は以下の通りである。
S B .. 据立柱建物跡 S A .. 柱列跡 S D .. 溝跡 S X .. その他の遺構
- 2 奈良・平安時代の土器の分類記号は、多賀城市文化財調査報告書第七十集『市川橋遺跡－城南土地区画整理事業に係る発掘調査報告書II』（一〇〇三年）に従う。
- 3 本文中で用いている「灰白色火山灰」とは、東北地方北部に広く降下した広域火山灰である。その降下年代に関しては、九一五年とする説（町田洋「火山灰とテフラ」、日本第四紀学会編『日本第四紀地図』一九八七年。阿子島功・壇原徹「東北地方、十C頃の降下火山灰について」、『中山久夫教授退官記念地質学論文集』一九九一年）と、九〇七年から九三年の間とする説（宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報 一九九七』、一九九八年）に見解が分かれている。前者は『扶桑略記』（裏書）延喜十五年（九一五）七月十三日条の「出羽国言上、雨灰高二寸、諸郷桑枯損之由」の記事を火山灰降下記事とする理解である。後者はこの火山灰が、九〇七年伐採の木材を使用している秋田県払田柵跡外郭線C期角材列の存続中に降下していることから九〇七

晃宏

年を上限とし、承平四年（九三四）に焼失した陸奥国分寺七重塔（『日本紀略』同年閏正月十五日条）の焼土層に覆われていることから九三四年を下限とする説である。近年、九一五年説を評価するものも見られるが（小口雅史「古代北東北の広域テフラをめぐる諸問題——十和田aと白頭山（長白山）を中心に—」、笛山晴生編『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年）、当市教育委員会では考古学的な見解を重視し、後者年代観に従うものとする。

目 次

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 第一章 市川橋遺跡の位置と地理的環境 | 第一章 多賀城南面の方格地割について |
| 第二章 第七十二次調査の概要と漆紙文書出土遺構 | 第三章 第十六号漆紙文書の調査・整理過程 |
| 第四章 第十六号漆紙文書の解読と内容について | 第五章 第十六号漆紙文書の解読と内容について |

第一章 市川橋遺跡の位置と地理的環境

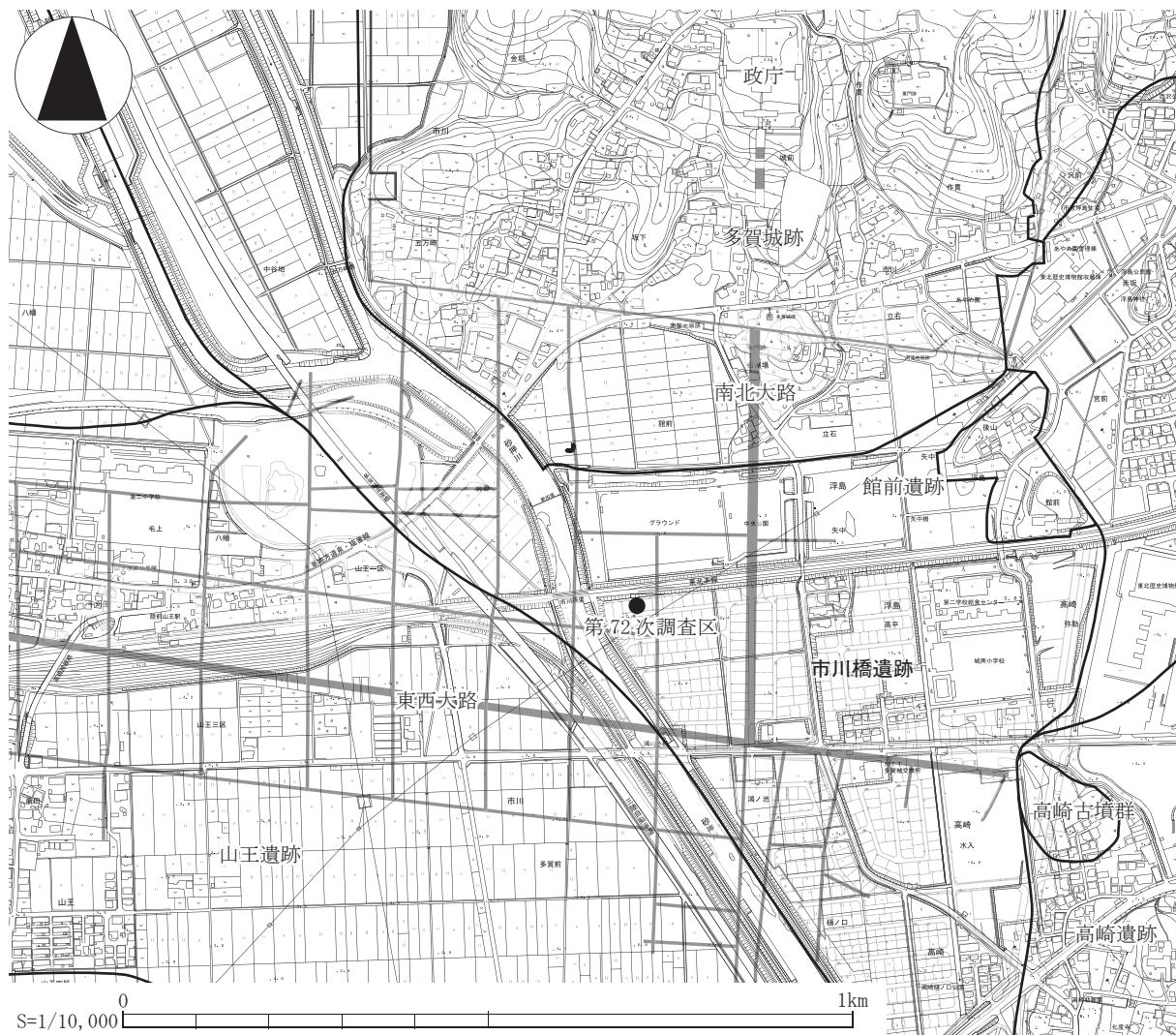
本遺跡は宮城県仙台市の中心部から北東に約一〇km、多賀城市北西部に位置する。利府町の丘陵地帯を水源とする砂押川が多賀城市的北西から南東にかけて貫流しており、本市の地形はこれによって東西に大きく二分される。

砂押川の左岸にあたる東半部は、松島丘陵とそこから南に向い派生する標高四〇mから一〇〇mの低丘陵となっている。一方、右岸にあたる西半部は宮城野海岸平野と呼ばれる広大な沖積平野が広がる。本遺跡はこの沖積平野の東端部にあり、丘陵部と接している。標高は、一二から三m程度であり、およそ平坦な地形となっている。

本遺跡の範囲内は地形図上ではすべて低湿地とされているが、これまでの発掘調査により、砂押川の旧流路、及びこの河川により形成された微高地や後背湿地の存在が確認されている。また本遺跡東部の浮島地区には五つの独立した小丘陵が点在し、まさに海に浮かぶ島のような景観を呈している。

第二章 多賀城南面の方格地割について

市川橋遺跡北方の丘陵部に位置する多賀城は大野東人により養老五・六年（七二一・七二三）頃に造営が開始され（1）、神亀元年（七二四）に完成した陸奥国府である。市川橋遺跡はこの多賀城の南面に広がる遺跡で、西に隣接する山王遺跡



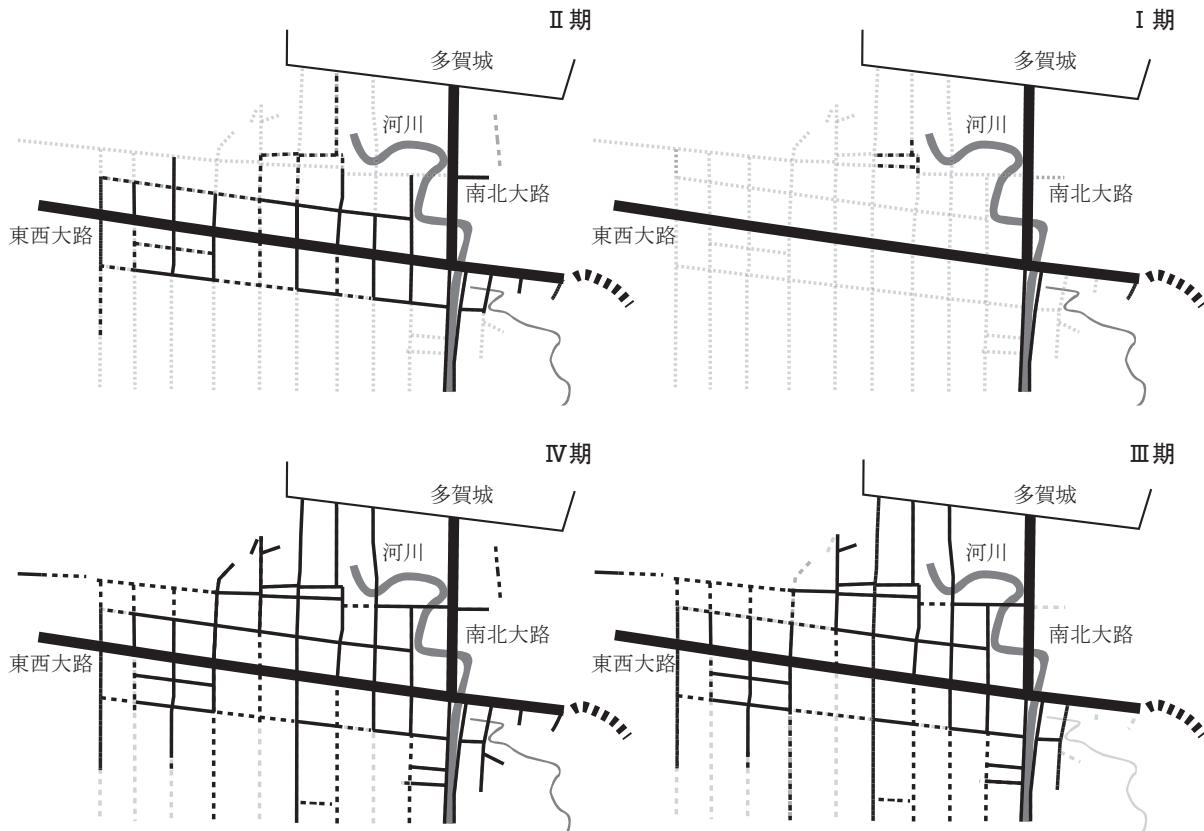
第1図 市川橋遺跡と調査区の位置

とともに多賀城に付属する方格地割を確認している遺跡として知られている。

方格地割は、二つの基準線によって規制されている。ひとつは、多賀城政庁と政庁南門を結ぶ政庁中軸線であり、南北大路をはじめとした南北道路はおおよそこれを基準につくられている。方向は北で一度〇四分東に偏する。もうひとつは、外郭南辺築地で東西大路をはじめとした東西道路はこれを基準につくられている。方向は東で七から八度南に偏する。道路の名称は、當時どのように呼ばれていたか明らかではないため、主要道路をそれぞれ南北大路・東西大路とし、それらに近いものから順に南北道路は西1・西2…、東1・東2…、東西道路は北1・北2…、南1・南2…としている。各道路の年代を検討すると、全ての道路が一斉につくられたのではなく、段階的につくられたことが判明しており、現在では次のI～IV期の四時期に区分している（第2図）⁽²⁾。

I期（八世紀後葉頃） 内陸方面から多賀城へ至る幹線道路として南北大路と東西大路がつくられ、さらに、蛇行していた河川が政庁中軸線上を通り、ようやく改修される。その両岸には西0・東0道路がつくられるなど、水陸両交通路の整備が行われた時期である。年代については、南北大路が政庁第II期頃まで遡る可能性が指摘されている⁽³⁾ものの、ここでは水陸両交通路の整備・完成をまち並みの始まりと考え、改修された河川の出土遺物から八世紀後葉頃と考えたい。

II期（九世紀前葉頃） 方格地割が形成されていく時期であり、小路はこの時期からIII期にかけて段階的に整備されていく。ただし、一斉に整備されたわけではなく、地割の成立が九世紀後半頃になる箇所もある。東西大路沿いにはいわゆる「国司館」⁽⁴⁾が設けられる。一方、南北・東西大路交差点



第2図 方格地割の変遷図

北側隣接地では大規模な建物が整然と配置されるなど、東西大路沿いの居住空間とは明らかに異なった区域となっている。なお、この時期の区画内の建物や道路側溝及び路面は、九世紀中葉頃の砂層や多量の土器片を含む黒褐色層に覆われており、一時荒廃していた様子が確認できる。

(5)

III期（九世紀中・後葉頃）

これまで道路がつくられなかつた地区に

も道路がつくられ、方格地割が最も拡大する時期である。また、大型建

物についてもこの頃には廃絶したとみられ、II期段階とは利用形態が変化した可能性が考えられる。なお、

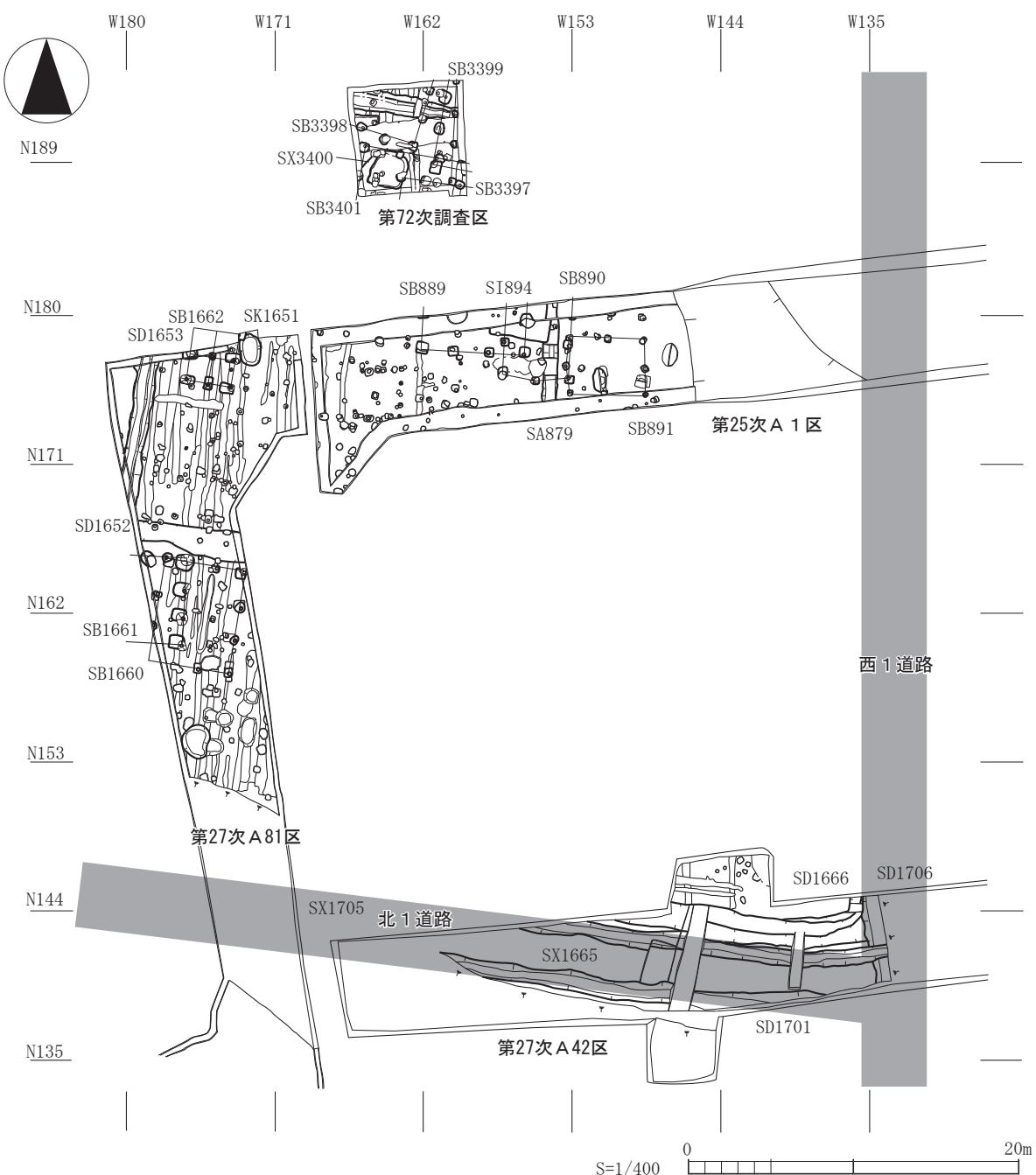
南北大路東側の北1道路以北では九

世紀頃の南北道路一条と、十世紀前葉から後葉頃の水田が確認されてい

るが、それ以外の遺構はほとんど認められない。地形が周囲よりも低く、

東側には湿地があることながら、居住空間として利用されることがな

かつた地区と考えられる。



第3図 第72次調査区と周辺の調査成果

IV期（十世紀前葉以降）ほぼ前段階の地割を踏襲するが、方格地割の縁辺部の北2道路・東3道路、西6道路の北2道路以北、南1道路の東1道路以東は廃絶する。東西大路沿いの北1西7区では「国守館」(6)が営まれる。また、東0道路と東1道路間にある南1道路の大規模改修が行われ、北側に四から五m移動する。その結果、南側の区画は広い面積がとられ、ここに四面庇付建物を中心とする建物群が成立する。南北・東西大路交差点北東側では、建物や遺物が集中する地区も認められる。なお、最も新しい時期の南北大路の側溝最上層から十一世紀前半頃の土器が出土している。

第三章 第七十二次調査の概要と漆紙文書出土遺構 (SX三四〇〇)について

市川橋遺跡第七十二次調査、及び十六号漆紙文書の出土遺構については、既に報告書を刊行している(7)ことから、ここでは調査の概略と漆紙文書を出土したSX三四〇〇について記すこととする。なお、第五章で後述するように、漆紙文書の年代は、共伴して出土した遺物の年代によつているので、出土遺物の年代については、若干詳しく述べることとする。

市川橋遺跡第七十二次調査は、多賀城南面に広がる方格地割の北2西2区（北1道路の北、西1道路の西）内の中央やや南に位置する（第3図）。調査の結果、3つの遺構検出面（IV1・IV2・V層上面）を確認した。灰白色火山灰を含むIII層との関係や重複関係をもとに整理すると第4図のようになる。はじめに本調査で発見した遺構について、前述した方格地割の変遷（I～IV期）に従い概観していく。

II期以前については、小溝群が確認できるが、年代などは不明である。II～III期には掘立柱建物跡が確認される。漆紙文書が発見されたSX三四〇〇

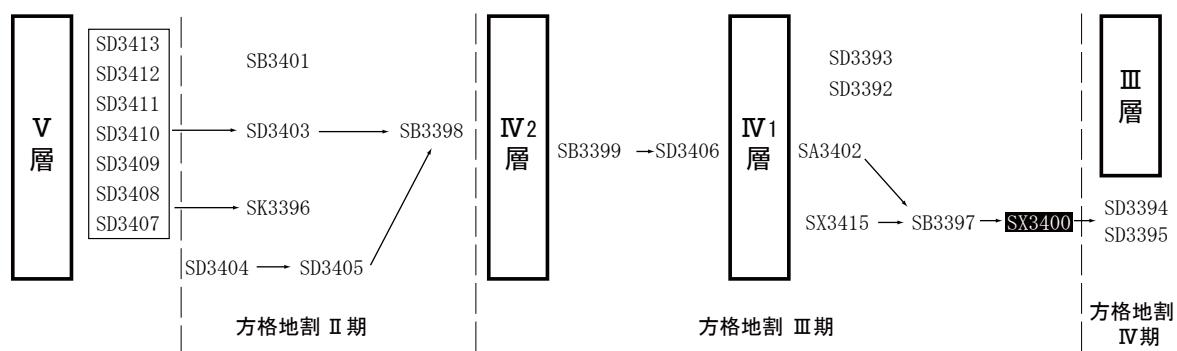
はIII期にあたり、重複関係がわかるものではIII期のうちでも最も新しい。IV期は小溝が確認される程度である。小溝やIII層からの出土遺物も少なく、また須恵系土器も全く出土していないことがから、居住域としての土地利用がされなかつたものと推測される。

漆紙文書が出土したSX三四〇〇

は、調査区南側のIV1層上面で発見

した浅い窪みである。重複関係から、SB三三九七掘立柱建物跡、S A三四〇二柱列跡、SX三四一五より新しく、灰白色火山灰を含むSD三三九四・三三九五より古い。平面形は不整形で、規模は東西六m五〇cm、南北四m六〇cm、深さ一〇cmである（第5図）。

年代については、土師器杯を中心に多くの遺物が出土していることから、これを手がかりに考えることができる（第6図）。今回出土した土師器杯と九世紀後半頃の多賀城跡鴻の池第十層出土土器（8）とを比較してみると、器形については、およそ共通するもの

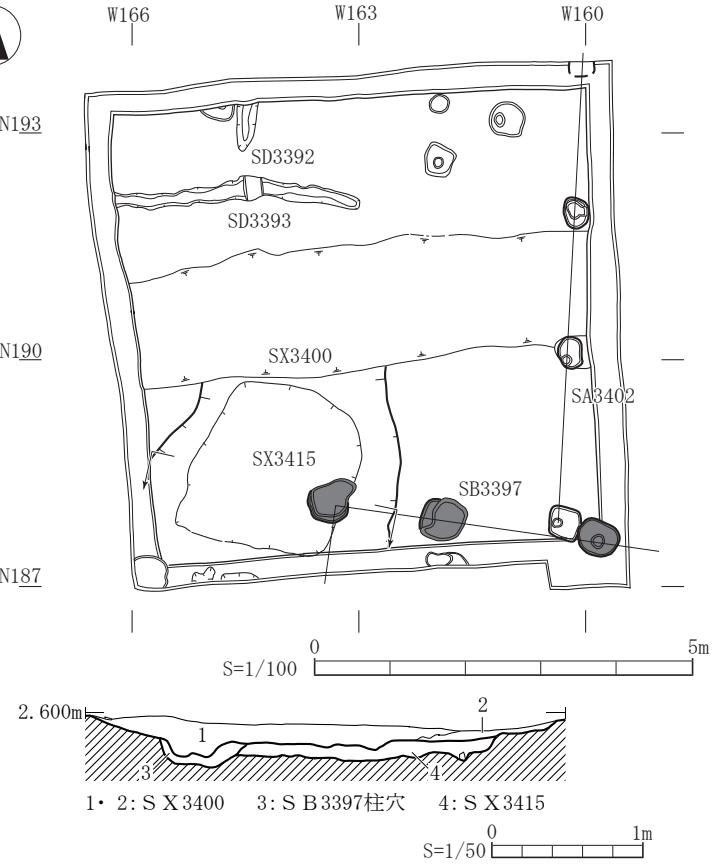


第4図 市川橋遺跡第72次調査発見遺構の変遷模式図

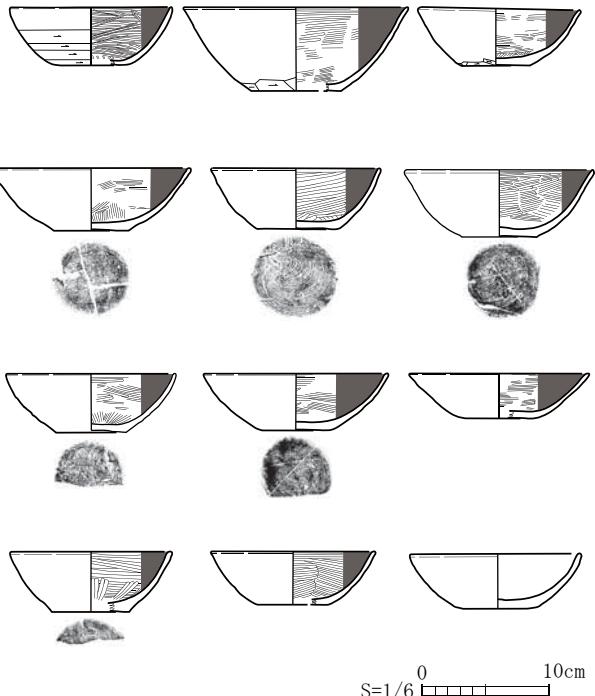
の、本資料には、より底径が小さいものを含むことと、BV類の占める割合が多いことが指摘できる。これは本資料が多賀城跡鴻の池第十層出土土器より新しいことを示すものである。一方、十世紀前葉頃に降下した灰白色火山灰に覆われ、この頃出現する須恵系土器も出土していないことから、十世紀まで降らず、九世紀代におさまるものと考えられる。以上からSX三四〇〇の年代は、九世紀後半でもやや新しい頃であると想定される。

次に出土遺物からSX三四〇〇の性格について考える。漆に関わる遺物は、漆紙文書の他、漆付着の土師器杯が二点出土している。これに着目すればS

X三四〇〇の性格として漆工房との関連が考えられる。ただし本調査区の近隣で漆塗作業が行われたことは間違いないものの、その作業場がいわゆる工房であったとは断定できない。漆に関わる遺物も二点と少なく、北2西2区内での調査においても漆紙文書は出土していない。以上のことを勘案し、SX三四〇〇が漆工房に直接関連するものであるかの判断は保留としておきたい。



第5図 SX3400 遺構平面・断面図



第6図 SX3400出土 土師器杯・須恵器杯

調査は、大きく三つの段階に分けられる。第一段階は現地での発見から取り上げまでの作業、第二段階は室内で行った精査と断簡の取り上げ作業、第三段階は断簡配置の復元作業である。以下、各段階ごとに説明する。

1 漆紙文書の出土状況と現地での調査経過

第十六号漆紙文書は平成二〇年六月二八日に、SX三四〇〇の埋土を掘り下げる時に、底面付近から出土した。はじめに土師器杯に覆い被さる断簡（後にⅢ断簡とする）を確認し、次いで半円形を呈する断簡（後にⅠ断簡とする）を発見した（9）。

確認した漆紙の出土状況をみると、平面形が円形で、また折り込まれた形跡もないことから、漆紙文書の原形（10）が保たれている可能性が高いと考えられた。以上により、取上作業に先立ち、詳細な出土状況の記録を作成する必要が生じた。加えて降雨による水没や発掘用シートとの摩擦等による劣化・損傷の恐れもあり、同日中に取上げる必要もあった。しかし発見時は既に夕刻であり、記録から取り上げまでの作業を同日中に完了することは困難であった。そこで、漆紙の周囲の土ごと取り上げ、以後の作業は室内で行うこととした。取り上げ作業は、遺構切り取り作業とほぼ同じ手順をとった。ただし、急を要した作業のため、手配できる道具に限りがあり、多くは代用品で行つた。以下、記録作成から取り上げまでの手順を示す（第7図）。

- ① 現地での記録作成として、6×7判フィルムカメラ（使用レンズ MAMIYA-SEKOR C 90mm）での撮影を行う。この際、位置を復元できるよう、俯瞰撮影時に日本測地系の座標を割り出した釘を4本写し込んで行う。あわせてSX三四〇〇の中での位置関係がわかるように東側から撮影する。
- ② 漆紙を中心にして縦×横がそれぞれ約60cmの正方形の範囲を定め、これの周囲を掘り下げる。
- ③ ①の範囲に合わせた枠を展示用の発泡スチロールボードでつくる。
- ④ 食品用ラップフィルムで、文書表面と周囲の土を覆う。
- ⑤ 製作した枠をはめ、上から砂（11）で覆う。
- ⑥ 枠の下から金属板やスコップ等を押し込み、切り離す。



第7図 取り上げ作業風景

作業の結果、土に亀裂が入ったものの、漆紙はおおむね原位置をとどめたまま、損傷することなく取り上げる事ができた。

(村松 稔)

2 漆紙文書整理作業の工程

以下に、室内での作業工程について記す。

① 再検出作業 室内では第一に未検出断簡の存否確認のため再検出作業を行つた。その結果、半円形を呈する断簡（後にI断簡とする）と土師器杯に覆い被さる破片群（後にIII断簡とする）との間からまとまつた破片群が出土し、また周辺部からも多数の破片が出土した。おおよそ全破片を検出した

と判断した段階で全体及び各部の出土状況の記録写真撮影（デジタルカメラ。以後、整理作業段階の写真撮影はデジタルカメラで行つてある。）を行う（巻末図版3）。

② 出土状況の実測 取り上げ作業に先立ち出土状況実測図を作成した。

出土状況の全体写真を用いた写真実測（デジタル実測 Adobe Illustratorを使用。以下同。）で作図した。これは文書断簡の配置復元資料として作図したものだが、取り上げ作業でのナンバリング作業にも用いた。

③ 取上・洗浄 各断簡に番号を振りながら取上作業を行う。破片（群）毎にアルファベット番号（A～J）をふり、先に作成した出土状況図に記入する（第8図）。また現状観察できる亀裂等から取り上げ段階で分割される可能性が高いものは、この段階で枝番号をふり（例 A-1）、亀裂状況等とともに出土状況図に記入する。

以上の事前準備の後、取上作業を行う。破片群毎に取上作業を行うが、取上直後に配置・接合関係の記録写真撮影を行い、その後に洗浄作業に入る。

洗浄後には洗浄中に剥落・分割した破片等の配置・接合関係の記録写真撮影を行う。なお取上中や洗浄中に分割した破片は更に枝番号（例 A-1-1、A-1-2）をふり、出土状況図に形状とともに記入する。

④ 接合・外形実測 赤外線ビデオカメラで墨痕の確認を行いつつ、破片接合作業を行う。なお、接合作業の結果をふまえて断簡毎に番号をふり直した（I

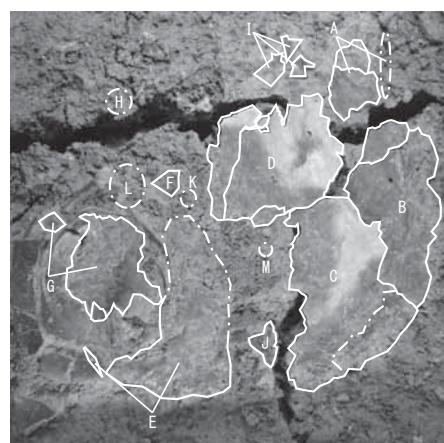
II断簡・文書袖側の半円形の断簡、III断簡・文書奥側の断簡、以後この名称を使用）¹²⁾。

本漆紙は残存状況が部位により一定せず、場所によつては残存状況が非常に悪いため、より資料の損壊の危険が少ない、写真実測という手法を用いた。なお縮尺や歪みの補正を容易にするため、方眼紙の上に資料を置き、俯瞰で撮影した。



文書右側から撮影。
E部（II断簡）とG部（III断簡）が近接している。

第9図 E・G部 出土状況接写



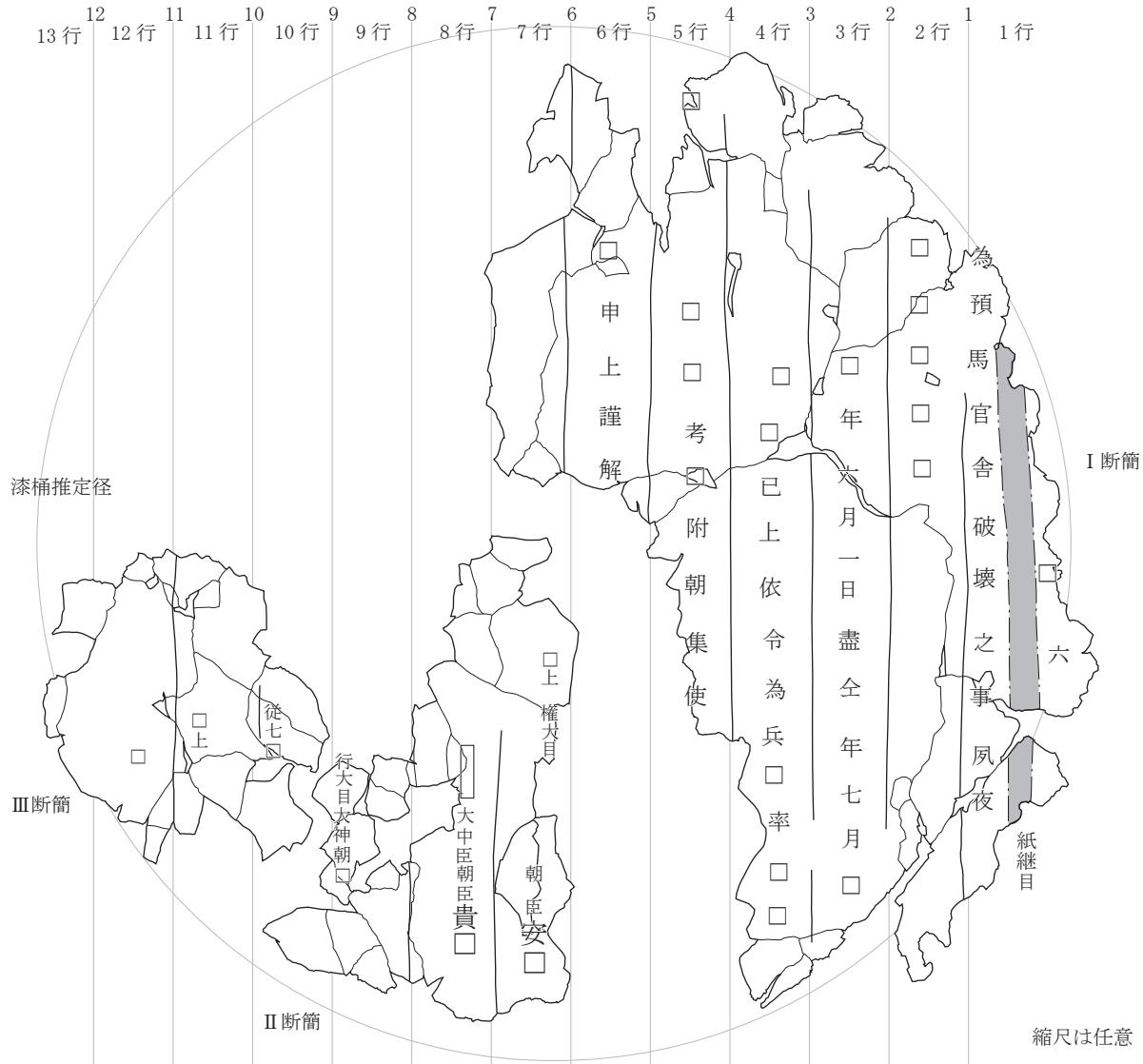
第8図 出土状況・断簡配置

以上の過程を経て、赤外線ビデオカメラでの墨痕確認や墨痕実測図（巻末図版13）の作成、各断簡の配置復元等を行った。残存状況が比較的良好な部分では肉眼でも墨痕を確認できるが（巻末図版6）、より良好に確認できる赤外線カメラで初段階の墨痕検討を行い、最終的な実測図は赤外線デジタルカメラで撮影した写真（巻末図版8・9・10（12））から作成した。

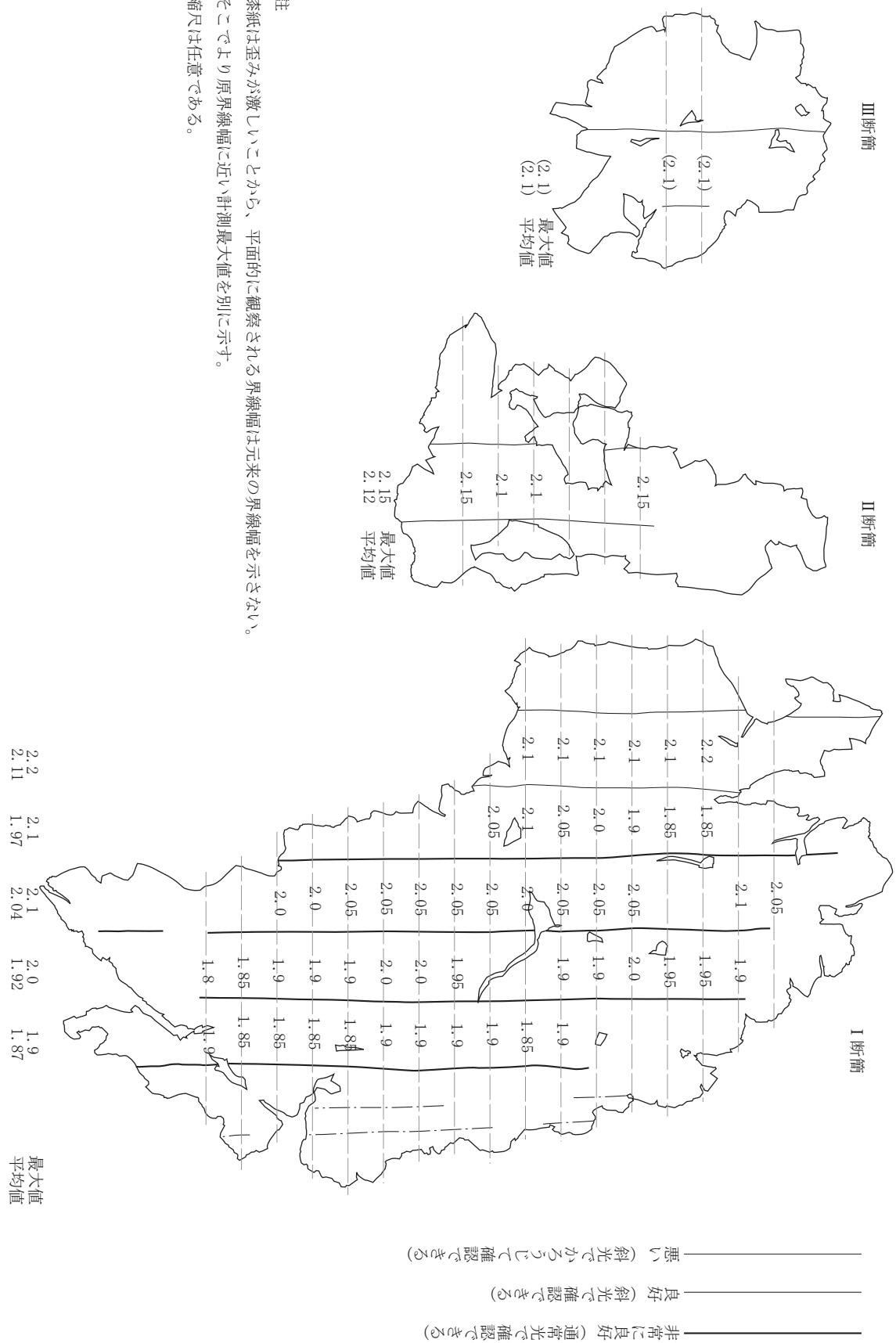
3 断簡配置の復元と界線

第10図は本文書の断簡配置の復元図である。本文書の断簡配置復元は、出土状況、文書様式、界線の三点を根拠として行っている。出土状況からは、I～III断簡の大まかな配置を行う。またII・III断簡が非常に近接した状況も確認しており（第8・9図）、両断簡が一括して土中で残存していた可能性が高い。

各断簡のより詳細な配置は、界線を根拠に行つた。そこで先ずは本文書で確認された界線について述べていく。本文書で確認された界線は、文書正面（漆紙のオモテ面）で山折に折られた縦の折界線である。界線幅はほぼ一定しているものの、文書奥側へ行くに従い若干広がり、文書袖側がより明瞭で奥にいくに従い不鮮明になつていく傾向が認められる（第11図）。以上の現状観察から本文書における折界線は文書料紙を一度筒状に丸め、



第10図 断簡配置復元と界線



第11図 折界線の観察状況と界線幅の計測値

それを押しつぶす形でつけられたか、もしくは初めの折幅に合わせる形で折り重ねていったものと推定される。

次に界線幅に注目すると、平均値で約20mmである。『延喜式』図書寮式²⁴装潢条⁽¹³⁾では縦界線の料紙として二種類規定する。一つは龜闌界で界線二十七行（文字行二十八行分）、界長七寸一分（214.2mm）、広七分（20.8mm）であり、もう一つは注闌界で界線二十四行（文字列二十五行分）、界長七寸二分（214.2mm）、広八分（23.8mm）である。本文書は界線幅から見ると龜闌界の規格に近似する。以上を踏まえて本文書の折界線形成法について再度考察を加えれば次のような結論を得られる。すなわち一度筒状に丸めて押しつぶしたのであれば、料紙を巻きつける龜闌界規格の棒状の物（円周が41.6mm=20.8mm×2）を想定する必要がある。対して折り込んでいく方法であれば、始めの折幅を七分として、これを基準に折り重ねていくこととなる。本文書の折界線作成法がこの両者のいずれかであるかを判断することは困難であるが、後者の技法の方が簡便に龜闌界の折界線をつけることができる。

以上の基礎的な観察結果をもとに断簡の配置の復元を行つたのだが、断簡配置に先立ち界線を良好に確認できるI断簡を基に推定界線の復元を行い、次いで出土状況に基づいて各断簡で確認している界線を推定界線上に配置していくという方法で行つた。但し、この方法は左右方向に関しては確定できるが、上下方向に関しては厳密性を欠いたものである。

Iの復元は文書様式からも是認される。本文書は書止文言に「申上謹解」（I断簡）とあること等から公式令⁽¹⁴⁾に定める解の様式の文書である（本報告第五章、平川・武井執筆）。I断簡では最左行に文字を確認していないが、その右行「申上謹解」という書止文言を確認できるから、Iの最左行には日付の記載があつたはずである。また日付記載の下部には日下署名がなされる

が、II断簡の再右行の「權大目 朝臣『安□』」の副署がこの日下署名に当る。これが日下署名である」との論拠は、同じくII断簡の四行目に「行大目大神朝□」の副署が見られる」とある。すなわち權官の「權大目 朝臣安『□』」の副署は日下署名でない限り、正官の「行大目大神朝□」の左行に位置しなければならないのである。以上からI断簡の最左行（墨痕未確認）とII断簡の最右行は同行ということになる。

またII断簡とIII断簡との関係も文書様式上問題はない。III断簡の副署「従七口」は官位相当上、少掾（相当官位は従七位上）に相当するが、墨痕は確認していないものの、この下に官位不相当を示す「行」が存在すれば、少掾よりも下位の官職、すなわち大目・少目であつたと想定することができる。加えて大目の定員は養老職員令大国条で一人と規定⁽¹⁵⁾し、大目の副署はII断簡最左行に存在するから、この「縦七口」の副署は残る少目のものとなる。出土状況、及び界線から復元した断簡配置では「行大目大神朝□」の副署の次行にこの少目の副署が配置されるが、これは解式の書式上、四等官制の原則上から見ても整合的である。

なお、未接合破片の中でも墨痕を確認できるものが数点あり、その中でも文字として判読できる破片が二点ある。一つは「正七」であり、文字の大きさが本文部分と同じであることや、位階の記載である可能性が高いことから、厳密な場所は復元できないものの、朝集使の位階記載部分に相当するものと思われる。もう一点は「陰」であり、文字の大きさから副署部分の文字である可能性が高い。

以上、本漆紙文書断簡の復元法について紹介してきた。考古資料的復元と文献史料的復元の両者の側面からの検討を加え、かつ両者矛盾しない結果を得ることができた。

（鈴木琢郎）

註

告書』（一九九一年）。

(1) 平川南「多賀城の創建年代——木簡の検討を中心として——」（『国立歴史民俗博物館研究報告』五〇、一九九三年）。

(2) 鈴木孝行「多賀城外の方格地割」（『第三十二回 古代城柵官衙遺跡検討会——資料集』）古代城柵官衙遺跡検討会、二〇〇六年）、同「多賀城方格地割の調査」（『考古学ジャーナル』六〇四、二〇一〇年）。また近年の発掘調査から、方格地割の形成に關して次のような新知見を得た。すなわち山王遺跡第六十次調査（多賀城市文化財調査報告書第九十四集『山王遺跡——第六〇・六四次調査報告書』）二〇〇八年）では灰白色火山灰降下以降に機能したと思われる道路跡（SX一三三三）が確認され、十世紀前葉以降における方格地割の縁辺部の土地利用の一端が明らかとなり、また山王遺跡第六十六次調査（多賀城市文化財調査報告書第一〇〇集『山王遺跡——第六六・六八次調査報告書』）二〇一〇年）では、西部の北1道路（SX一四〇七・西7—8道路間）の造営年代が九世紀後半まで下ることが明らかになった。

(3) 宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報二〇〇八年 多賀城跡』（二〇〇九年）は造営の上限を天平十七（七四五）年、存続の下限を宝亀十一（七八〇）年とする。鈴木琢郎「多賀城の大路造営」（『福大史学』八一、二〇一〇年）は平城京段階の造営であり、天平宝字六（七六二）年の藤原朝獨の多賀城修造と一体的な事業とする。

(4) 宮城県文化財調査報告書第一七一集『山王遺跡IV—多賀前地区考察編——（一九九六年）

(5) 『日本三代実録』貞觀十一年五月二十六日癸未条の記事にある陸奥国大地震との関係が注目される。

(6) 多賀城市文化財調査報告書第一十六集『山王遺跡——第九次発掘調査報

(7) 多賀城市文化財調査報告書第九十五集『多賀城市内の遺跡2——平成二〇年度発掘調査報告書』（二〇〇九年）。

(8) 宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報一九九一』（一九九二年）。

(9) 室内作業段階で発見したII断簡は、I・II断簡と比べてわずかに深い位置にあつたことから、現地での発掘調査では確認できず、室内作業中に発見した。また、発掘調査時において本文書の確認作業時にやむを得ず取り上げられた破片については、詳細な出土位置を記録していないが、室内で取り上げたものについては出土位置を記録している。

(10) 漆紙文書の基礎的な理解については、平川南「漆紙文書に関する基礎的研究」（『漆紙文書の研究』吉川弘文館、一九八九年）による。

(11) 発泡ウレタンが用いられる場合が多いが、用意できなかつたので、調査区の表土（I層）を用いた。

(12) 取上げ段階のアルファベット番号と破片接合後の断簡番号の対応を以下に記す。

I 断簡：A・B・C・D・I・J・M II 断簡：E III 断簡：F・G

(13) 『延喜式』の条文番号に關しては虎尾俊哉編『延喜式』上（集英社、二〇〇〇年）の「条文番号・条文名一覽」による。

(14) 日本思想大系『律令』（岩波書店、一九七六年）。

(15) 養老令施行後、延暦十七年（七九八）（『類聚三代格』卷五、加減諸国官員并廢置事、延暦十七年六月二十八日格）と仁寿四年（八五四）（『類聚三代格』卷五、加減諸国官員并廢置事、仁寿四年八月一日格）に陸奥國の官員が改正されるが、大目に關しては一貫して定員一人である。

2
訳文（巻末図版9514）

1
形状

本漆紙は、出土時の遺存状況から、三分の一がすでに失われていることがわかる。比較的良好な状態で遺存している右半分は、漆桶の形状をほぼ伝えており、漆桶の推定径は約26センチである。なお、漆液の付着は桶の内縁に接する部分に比較的厚く、中心部は薄い。そのため、漆紙文書としての残存状況は、周縁（右側）と中央の一部の墨痕が比較的良好であるが、全体的に風化が著しく、判読を困難なものとしている。紙のオモテ面が風化している状態にもかかわらず、左文字をまったく確認できず、さらに赤外線デジタル

※「馬官」の部分は漆桶の縁にあたり、変形しているため、角度を変えて解説し確定した。

※（）内は一行目を事書とした場合の推定文書。
※「全年」＝「同年」。「全」は「同」の異体字表記。
※①～⑥は署名部分の行数を示す。

(紙継ぎ目)

(陸奥国言解) 申為預馬官舍破壞之事夙夜

カメラでウラ面(漆面)を観察しても文字は認められないことから、

を観察しても文字は認められないことから、ウラ面の二次文書利用はなかつたと判断され

はなかつたと半断され
る。

なお、出土後、釈読

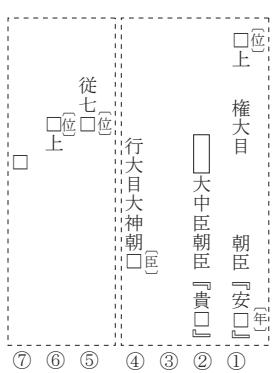
のうちに断片配置の復

現段階においてもいま
だ原位置を確定できな
い小断片が数片ある。

第12図 第16号漆紙文書出土状況(真上から)



3
書式



下級官司から上級官司へ上申する解式文書は、書き留め文言を「謹解」（官司から太政官に上申する場合）、または「以解」（被管から所管に上申する

場合)とする。本文書は本文最終行に「申上謹解」とみえていることから、解文とみなされ、おそらく陸奥国司から太政官への上申であると考えられる。

書式は以下のとおりである。

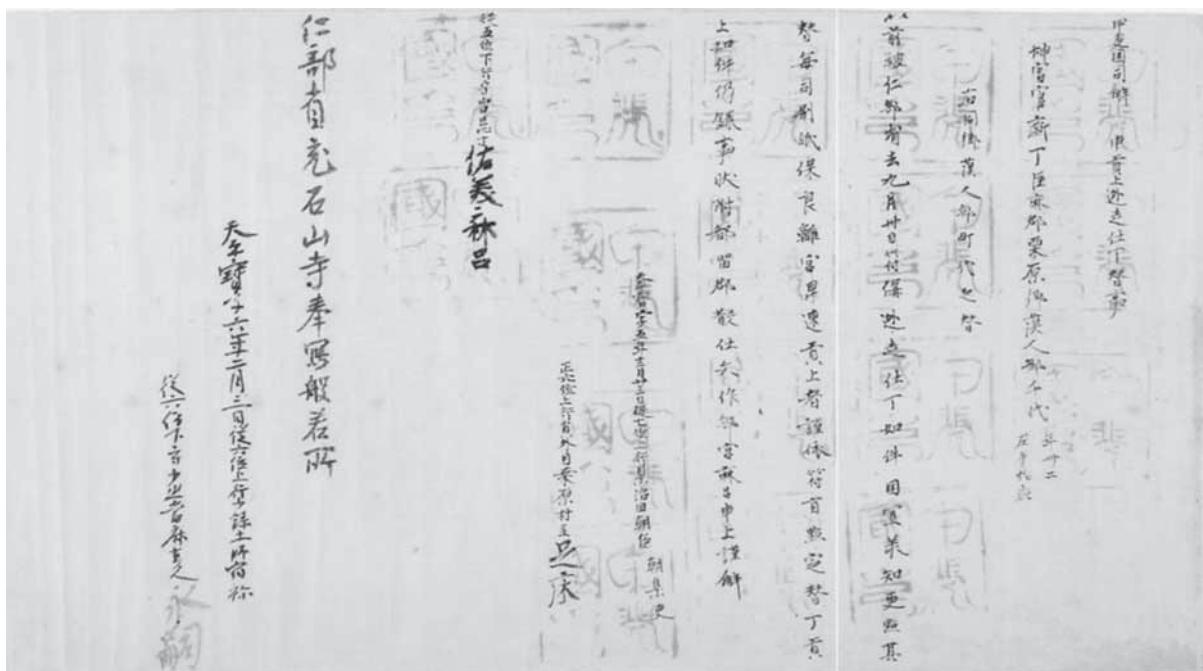
最初に上申する官司名と解の字を書く。その下に上申内容を要約した、いわゆる事書を書き、次行から上申内容の詳細を記載する。本文書では、冒頭の官司名部分を欠くものの、他の行に比べ「夙夜」の下に文字が確認できないことから、この行が事書部分の一部にあたると思われる。

また、上申する国司の四等官はすべて署名する。まず、四等官のうちで文書作成を職掌とする目(二人ある場合は上位者)が文章を作り、年月日の下(日下)に署名をする。その次の行から他の四等官を上下二段に分けて書き上げる。上段(「行上」)に守と介、下段(「行下」)に掾と目を書く。本文書は、出土時の状況から日下と行下の據以下の署名部分が残存している。さらに、文書の本文および署所は一筆であるが、名の部分は自署になっている。この文書は、陸奥国に留められた案文(控え)であろうと考えられるが、実際に提出された正文ではないものでも、太政官への上申文書の場合、案文にも国司は自署したのである。

なお、四行目の「□已上」のうえの文字は、明らかに行の右に寄っているが、割書ではない。おそらく誤った文字を擦り消し、右に寄せて記載したと考えられる。中央へ提出した正文ではなく、国司解案ならではの訂正行為といえよう。

4 紙の貼り継ぎ

本紙全体に幅約0.2センチの折界の痕跡が認められる。その幅二センチで折



第13図 甲斐国司解（正倉院文書 正集 第十八巻）

界の痕跡を確認したのが、第10図「断簡配置復元と界線」である。その際に右端近くの折界状の線が認められるが、その位置は漆桶の縁部分の凸面を考慮しても折界線の想定位置とは合わない。

この、本文書の解文の事書の右側に並行した幅0.6～0.7センチの折界状の線は、右の紙が上になる重なりであろう。こうした文書の状況は、すでに筆者（平川）が多賀城跡漆紙文書の分析によつて、次のように解説している（『漆紙文書の研究』吉川弘文館、一九八九年）。

この多賀城の漆紙文書の場合、四紙は現状で展開しただけでも約三六×四〇センチほどの大きさになる。これは、漆のふた紙として一紙以上の大きさを必要としたために、文書数通を継いで使用したと判断できる。ふた紙と

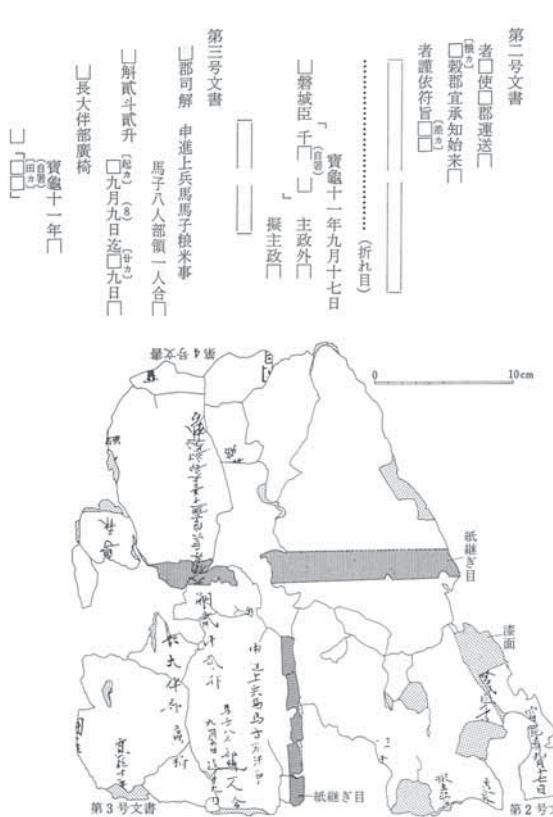
して用いた時の継目は、現状のほぼ中ほど、第一・三号文書と第四・二四号文書との間の幅二センチほどの紙の重なりである。すなわち、第二・三号文書の上に第四・二四号文書を貼り継いだ形となつていて、文字の向きからいえば、天地逆方向に継がれているのである。

それに対し第二号文書と第三号文書は、第二号文書を上にして幅約一センチの重なりをもつて貼り継がれているのである。同様に第四号文書の裏に折り込まれている第二四号文書にも紙の貼り継ぎ部分が残存している。これらの状態から、一通ごとの文書を連貼したもののが、さらにふた紙として使用されているときに上下逆向きから重ねられたと想定できる。そして、連貼は文書作成前の所作ではなく、作成された文書を整理段階で一通ずつ連貼させたものと考へるべきである。

文書の連貼作業が諸官庁での文書整理の際に行われたことは、正倉院文書ですでに明らかである。たとえば、東野治之氏によつて天平十八年八月十六日以降の分の「筆帳」の復元が試みられている（「金光明寺写経所における反故文書の利用について」『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七年）。

「筆帳」の原形をうかがう手がかりになるのは、続々修三四帙二卷である。

この巻は、天平廿年四月廿一日付の筆墨申請解を筆頭に、以下天平十八年八月十八日に至る計十八通を貼り継いだもので、巻尾に「筆帳」の墨書きもつ題籤付きの軸が付けられている。この帳簿は、軸のある左端を巻首として、普通とは逆に右側へ巻きこんでいく巻子であつたと考えられる。即ちこの巻子に連貼された筆墨申請解は、一部白紙を挿入して貼り継いだ個



第14図 連貼された文書

【多賀城跡 第二・三・四・二四号文書】(四・二四号文書の釈文略)

所を除くと、例外なく右側の紙が上になるよう貼られており、当初の継ぎ方が保たれていると考えられるが、文書の日付は軸付きの方から順に新しいものとなっている。これは最初に軸付きの一紙があり、時がたつにつれて順次新しい案文がその右側に貼り継がれていったことを物語る。

この筆墨申請解の保存の仕方は、右側の紙が上になつて貼り継がれているなど、多賀城跡の漆紙文書の状態と多くの共通点を有していると考えられる。本文書も、全く同様の連貼作業が行われているとみなすことができるであろう。現状では、重なり部分のうち右端の線の方が鮮明であり、一見すると折界のようにも見えるが、これは右上の文書の左端には漆が直接付着していないために風化が進み、左下の紙の右端の線のほうがはつきりと現れているためと考えられる。なお、右上となつた文書の一部墨痕が貼り継ぎ部分にまで確認できる。

5 朝集使と官舎修理報告

○『政事要略』（卷五十四・交替雜事（修理官舎））
交替式云、勅、比見伊勢美濃等国所奏、為風被損官舎數多。非但殿頼亦失人命。昔不問レ馬先達深仁。今以傷人。朕甚悽歎。如聞、國司等朝委未称、私利早著。倉庫懸罄、稻穀爛紅。已忘暫勞永逸之心、遂致雀鼠風雨之恤。良宰莅職豈如此乎。自今以後、永革斯弊。宜令下諸國具錄歲中修理官舎之数。付朝集使每年奏聞。國分二寺亦宜准此。假事神異不得驚聽。主者施行。

天平神護二年九月五日
〔天平神護二年＝七六六年〕

朝集使は、正税帳使・大帳使・貢調使とともに四度使の一つであり、考文の進上される十一月一日以前から翌年の四月頃まで在京したとされる。『政事要略』（卷五十七・交替雜事（雜公文））によれば、「正倉官舎池溝桑漆等帳」などの公文を進上した。

○『政事要略』（卷五十七・交替雜事（雜公文））

私案朝集公文

神社帳 称宜祝帳已上

国分二寺資財帳 読經帳已上

僧尼帳玄蕃

殖木帳所謂桑漆帳歟

主計 応計会帳 麦畠帳 放生帳 池溝帳 官舎帳 諸郡鋪設帳 国器仗帳 公私船帳 郡司器仗帳 駅馬帳 駅家帳 百姓牛馬帳已上主稅

本文書には、「朝集使」の文言が見え、事書と推定される部分から馬を収容する官舎が破壊されたことに関する内容と判断される。本文は、その官舎を某年六月一日から同（全）年七月卅日までの二ヶ月間で修理した、その修理は兵士を率いて実施され、そのことに関する内容が朝集使によつて中央に進上された、という内容になろう。

この文書は、次の交替式の内容にほぼ沿うものである。

九世紀代における諸国の官舎修理の実情は、繰り返し出される官舎修理に関する太政官符から明らかなように、破壊した官舎の修理がすぐには実施されず、加えてその中央への報告がほとんど規定どおりには行われず国司交替時にその事実が発覚する傾向にあつたのである。

「例1」『政事要略』（卷五十四・交替雜事（修理官舍））

又云、応_三早修_一造前国司時破損雜物_一事

右被_二右大臣宣_一備、奉_レ勅、畿内七道諸国官舍正倉器仗池堰国分寺神社等類、隨_一破損_一修理、各立_一條例_一。至_レ有_一闕怠_一拘以_一解由_一。今聞、前後国司交替之日、檢_一校破損_一載_二不与解由状及交替帳等_一言上_一。因_レ茲厥後舊人者緣_レ無_一其勢_一不_レ堪_一修造_一。新司者称_レ非_二己怠_一弃而不_レ顧。稍經_一年月_一、弥致_一大損_一。此之為_レ弊_一不_レ可_一勝言_一。自今以後、交替之日、所_レ有破損、宜_レ令_二後任_一早加_一修造_一。其料者、作_レ差割_一留前司主典已上公廨_一充_レ之。如無_一公廨_一者、徵_二用私物_一。仍待_二修理訖_一乃許_一解由_一。又郡司之職、檢_一察所部_一。郡中破損、須_レ勤_一修理_一。若有_一破損_一不_レ勤_一修理_一者、作_レ差徵_一物、亦同_一國司_一。但駿家破損者、一依_一延暦十九年九月一日格_一。庶令_二前後共勤_一。官物无_レ損。

〔弘仁四年九月廿三日〕

〔例2〕『政事要略』（卷五十四・交替雜事（修理官舍））

交替式云、太政官符、応_レ修理官舍_一事

右諸司官舍破損不_レ少、覆_レ勘其由_一、怠在_一官人_一、不_レ勤_一修理_一遂致_一大破_一。遷代官人解由有_レ煩。大納言正三位兼行右近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣、奉_レ勅、永置_一其料_一、隨_レ破修理。未_レ請_レ料司_一、隨_二其舍數_一撙節請_一修理料_一。即每年出舉、割_レ利且用_一修造_一。三年之後、積_レ利為_レ本_一。々即返_レ庫。

弘仁十一年閏正月廿日

〔弘仁十一年八二〇年〕

本文書の内容を、兵士差發や公糧申請など修理段階における何らかの申請

文書とも考えられるが、本文中の「□年六月一日盡全同年七月□」という修理期間と考えられる記載を月日のみではなく「年」から記す仕方からも、破壊し

てから相当の年月を経た後に破壊の事実および修理報告を朝集公文として提出したものであると推測される。また、正倉院文書の「出雲国計会帳」（天

平六年（七三四）には「駅馬帳」「駅家鋪設帳」「伝馬帳」「種馬帳」「繫飼馬帳」「伯姓牛馬帳」「兵馬帳」各一巻が進上された記載があり、さきの『政事要略』朝集公文にも「駅馬帳」「駅家帳」「百姓牛馬帳」があげられている。

このように、朝集使の進上公文は馬の管理業務や官舎修理に関するものが多く含まれていた。

さらに、考課令67考郡司条に「凡国司、毎年量_一郡司行能_一功過。（中略）訖具記附_一朝集使_一、送_レ省_一」とあるように、朝集使は国内の考課に関する文書を中央に進上していた。出雲国計会帳にも「考文」「考状」の進上がみられる。本漆紙文書中の「考□附朝集使」という記載からも、朝集使が考課に関する考文を進上していたことが確認される。

内容全体が分からぬため修理報告と考課との関連性については明確に断定できない。ただし、さきに引用した『政事要略』諸官符の内容が国司交替時の修理責任について言及したものであり、本文書の事書と推定される部分が官舎修理に関することから推して、本文書の年代を推定する際に、国司交替期を手がかりに考えるのも一案であろう。おそらく、本漆紙文書は、考課のために上京している国司に附す形で進上した修理報告である可能性が高いのではないか。

以上のように、本文書は、陸奥国司から破壊された馬の官舎に関する中央への修理報告の控えであると解釈した。文書作成の年月日部分は欠損しているが、日下の文書作成者は、権大目の某朝臣『安□』である。『安□』の部

分は自署である。解式文書では、上段に守・介の署名を、下段に掾以下の署名をする。陸奥国は大国があるので、四等官の位階は次のとおりである。

〔表〕 大国国司官位表

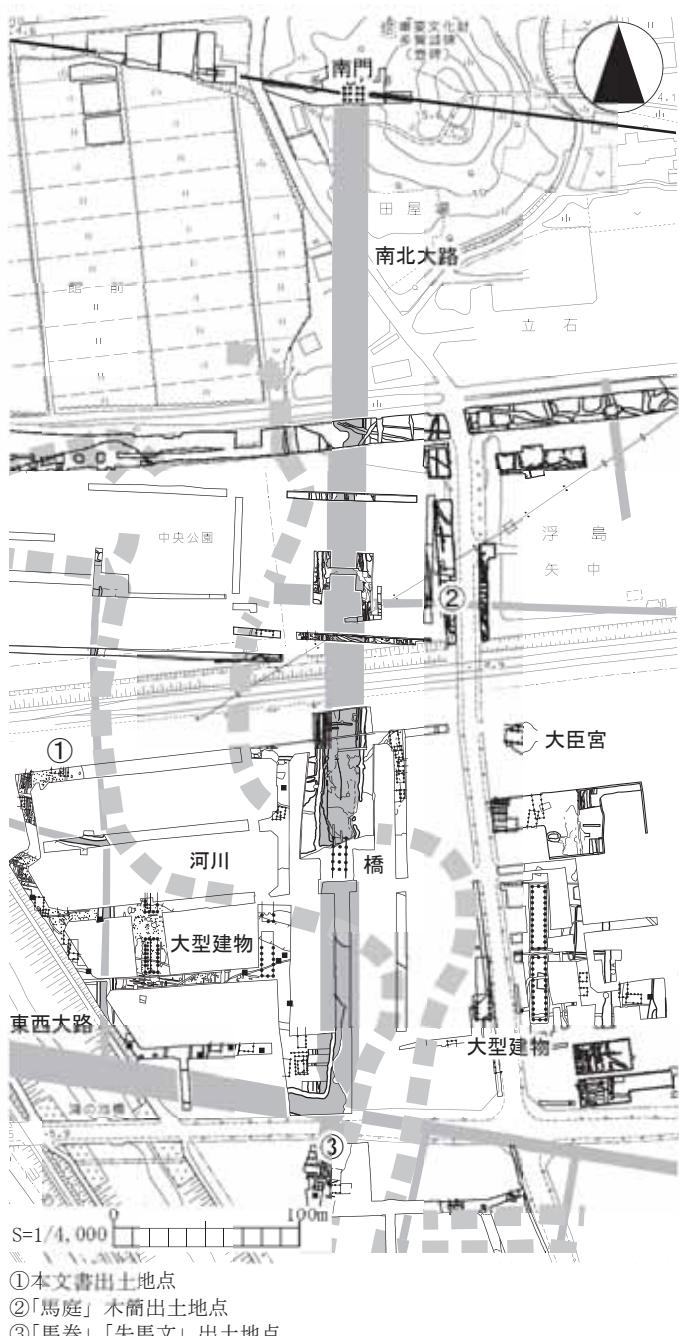
位階	職員	守	介	大掾	少掾	大目	少目	史生
員数	一人	一人	一人	一人	一人	一人	三人	
従五位上								
正六位下								
正七位下								
正七位上								
従八位上								
従八位下								

本漆紙文書において遺存している位置部分は、下段の判官以下の部分であり、掾および目の署名の一部を確認できる。

②行目と④行目の間が一行分空

いており、わずかに墨痕が残っている。ここには本来少掾が署名するはずであるが、自署がみえない。これは、おそらく少掾が朝集使となつて在京しているためであろう。

国司の解文の場合、朝集使となつている国司の欄には「位階+職名+ウジ名+カバネ」の後に右に寄せて「朝集使」と注記することもあるが、本文書ではみえない。なお、本文書の「朝集使」の次に断簡「正七」が続くと考えられるので、大国（表参照）の大掾の相当位（「正



第15図 南北大路沿いの区内遺構と馬関連遺構・遺物の分布

七位下）を持っていたと判断できる。②行目「大中臣朝臣『貴□』」は掾と推測される。そのさらに次の④行目が大目、⑤行目にはおそらく「従七□」の少目が続くと考えられる。

文書の内容を以上のように解釈した場合、これまで当該地周辺における発掘調査によって馬関係の遺構および遺物、特に出土文字資料が数多く確認されていることとの関連が改めて注目される。

6 馬関係の遺構と遺物

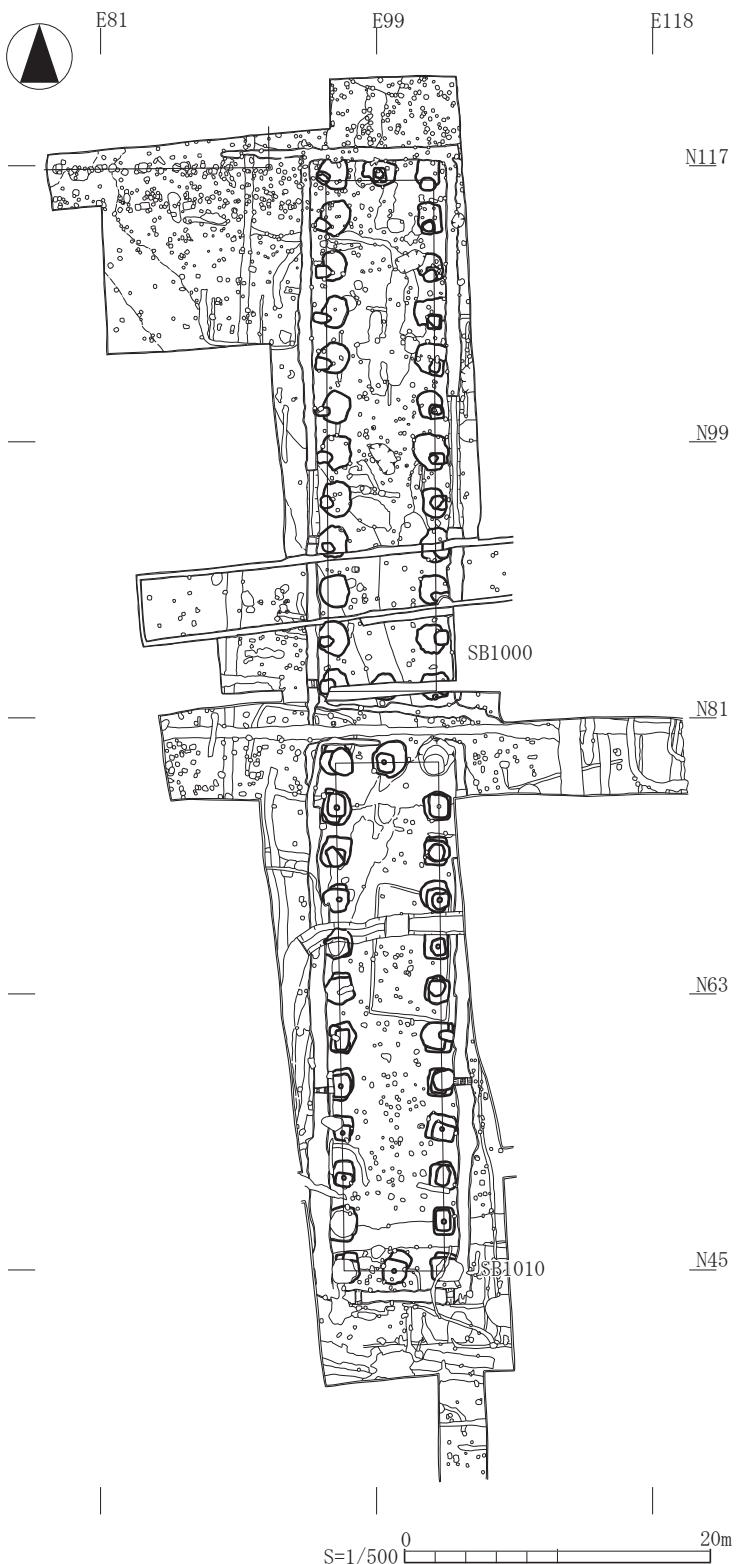
〈遺構〉

A 市川橋遺跡第25次調査B49区

南北大路沿いの東側の南北二町・東西一町の南北に長い敷地に、南北十一間×東西二間の長大な建物が南北に二棟連なつて検出されている。また南北大路を挟んだ西側の区画においても、南北棟十一間×二間の建物が一棟発

見されている。多賀城市市川橋遺跡のこれらの長大な建物の性格について
は、多賀城市教育委員会『多賀城市文化財調査報告書第60集 市川橋遺跡』
(二〇〇一年三月)によれば、次のように報告されている。

S B 一〇〇〇・一〇一〇は柱間が10尺(約3.0m)、桁行総長11間という規
模から城内の官衙に匹敵し、しかも3棟(推定4棟)が柱筋を揃えて整然
とした配置をとっていることから城外に置かれた官衙と考えられる。性格
に關わる資料は出土していないが、長大な南北棟のみで構成されている可
能性が高いことから倉庫のような性格を想定している。



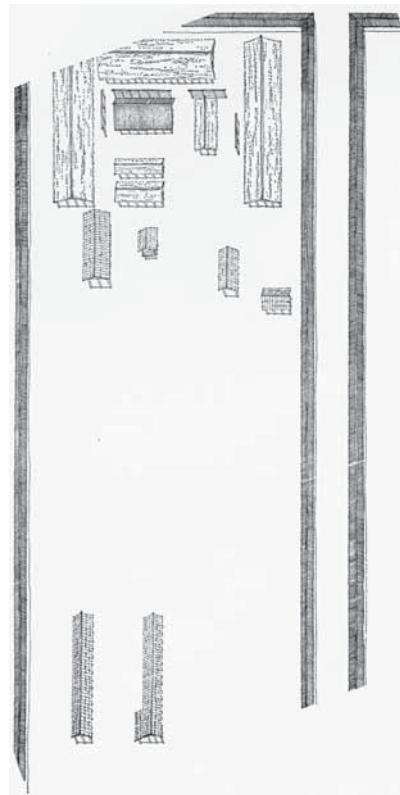
第16図 11×2間の大型建物

市川橋遺跡 S B 1000・1010 掘立柱建物跡



奈良国立文化財研究所
『平城宮発掘調査報告 X II』 1985 年

第18図 平城宮馬寮出土
墨書土器「主馬」



馬寮IV期の遺構の想定図



第Ⅳ期の遺構配置

奈良国立文化財研究所『平城宮』

これらの長大な建物跡の類例として、やはり中央の馬寮（うまのつかさ）の馬房とされている建物との関連も想定しておく必要があるのではないか。律令体制下、政府の馬の管理を担当した官司が馬寮である。平城宮・馬寮東官衙（奈良時代前半（後半）には、馬房（厩舎などで、馬を一頭ずつ入れておく仕切り部屋）とされる長大な建物が確認されている。奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告XIII』（一九八五年）によれば、平城宮西端部に位置する南北九〇〇尺・東西三一〇尺の官衙区画を馬寮に比定し、その理由として次のように記している。

まず、宮内における位置と占地の問題がある。この官衙は西面中門（佐伯門）と同北門（伊福部門）の間にあって、大垣沿いに南北に細長い地域を占めている。平安宮古図によると、西面中門と同南門の間に左馬寮が、またその南に右馬寮がみえる。左・右馬寮は共に南北八四丈・東西三五丈と南北に長い。平城宮における本官衙のあり方は平安宮における左右馬寮のばあいと極めて類似しているといえよう。また、藤原宮においても、平城・平安両宮とよく似た位置に「西方官衙」と仮称している南北に細長い官衙区画が確認されており、平城宮における本官衙を左・右いずれかの馬寮と推定する」とによつて藤原宮から平安宮に至る官衙配置の連續性が理解できる。

検出した遺構の状況から、次の諸点が判明した。官衙区画北部に正殿・前殿・脇殿からなる正庁ブロツクがあり、南半中央部は広い空閑地としている。これは馬の調教場にふさわしい。東西両脇には桁行の長い建物および倉庫が建つ。これらは馬房および馬具を収める庫と考えられよう。また、馬の水洗場かと想像できる長大な土壙が存在する。以上の建物規模・配置・

長大な土壙の存在は藤原宮西方官衙と共に通する。

出土遺物のうち特に土器の面からは次の点が指摘できる。土器類の出土量は相対的に少なく、土師器・須恵器の比率は四・六で、他の官衙のばあいと様相を異にしている。また「主馬」二点および「内厩」一点の墨書き土器が出土している。「主馬」は天応元年（七八一）から大同元年（八〇六）まで官人補任のみられる主馬寮に、また「内厩」は天平神護元年（七六五）に設けられ大同元年まで補任例のみられる内厩寮を指す。内厩寮は左右馬寮・主馬寮と密接に関連する官司である。したがって、これらの墨書き土器から、この官衙区画は奈良時代末には主馬寮であったこと、そしてさらに主馬寮設置以前は左右馬寮であったと考えられる。

遺構時期区分の第IV期は天平宝字頃に想定されるが、正序部分が内郭と外郭に整備され、官衙区画北面と東面が築地で画されるなど、かなり大規模に施設構成が整備されている。これは左右馬寮の主馬寮への統合という官制改編の時期に相当するかもしれない。このように馬寮の歴史的変遷が遺構の上からも辿れることも当官衙区画を馬寮とするとの一つの傍証となる。

今回の市川橋遺跡第72次調査出土漆紙文書の発見を契機として、これまでの多賀城都市プランの東北角付近一帯に馬関連の遺構・遺物が集中していることが明らかになってきた。こうした点を勘案するならば、市川橋遺跡で検出されている長大な南北棟建物が、多賀城に設置された馬を管理する役所の馬房である可能性も現段階で想定しておきたい。

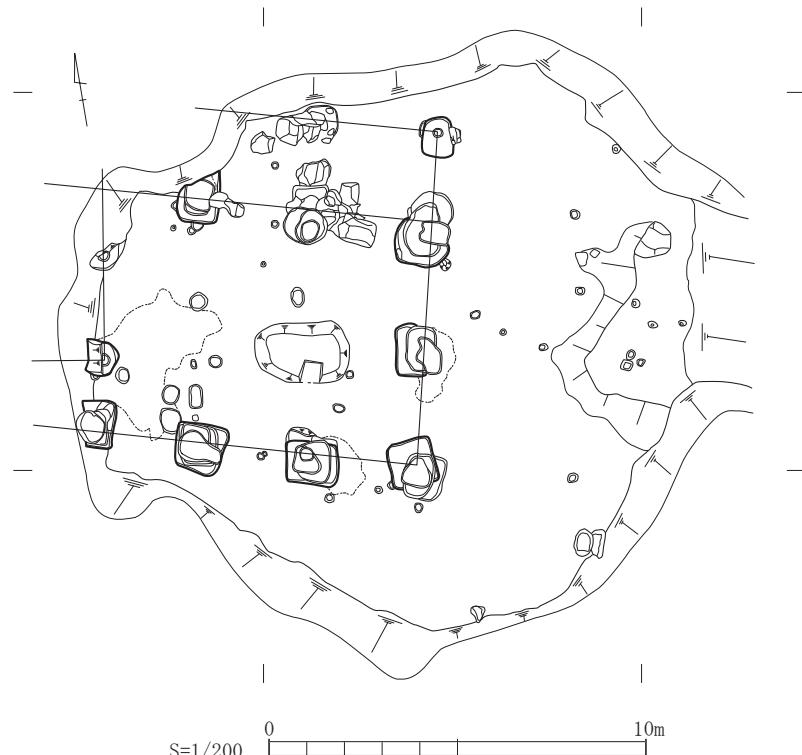
なお、中央官司の馬寮（うまのつかさ）に対して、国府において馬の管理を担当した官司は、長屋王邸出土木簡にみえる「馬司」（うまのつかさ）と

いう呼称がふさわしいのではないか。

B 大臣宮地区

大臣宮地区は、多賀城外郭南門跡から約三二〇メートル南方に所在している。通称「大臣宮」と呼ばれていた当地区は、周辺の水田部との比高差が約

一メートルを有する台地形を呈している。



第19図 大臣宮地区遺構図

市川橋遺跡 SB 01 掘立柱建物跡

一回り大きめの二間×三間以上→(C) 北廂付の三間×三間以上の建物へと三期にわたって変遷していることが確認された。時期はおおむね九世紀代と考えられている(多賀城市教育委員会『多賀城市文化財調査報告書第五集市川橋遺跡調査報告書 昭和58年度発掘調査報告書』一九八四年三月)。この大臣宮についての記録が『安永風土記御用書出』(安永三年^{（一七七四）})の中にみられる。

一 大臣神社 一 小字名 大臣の宮

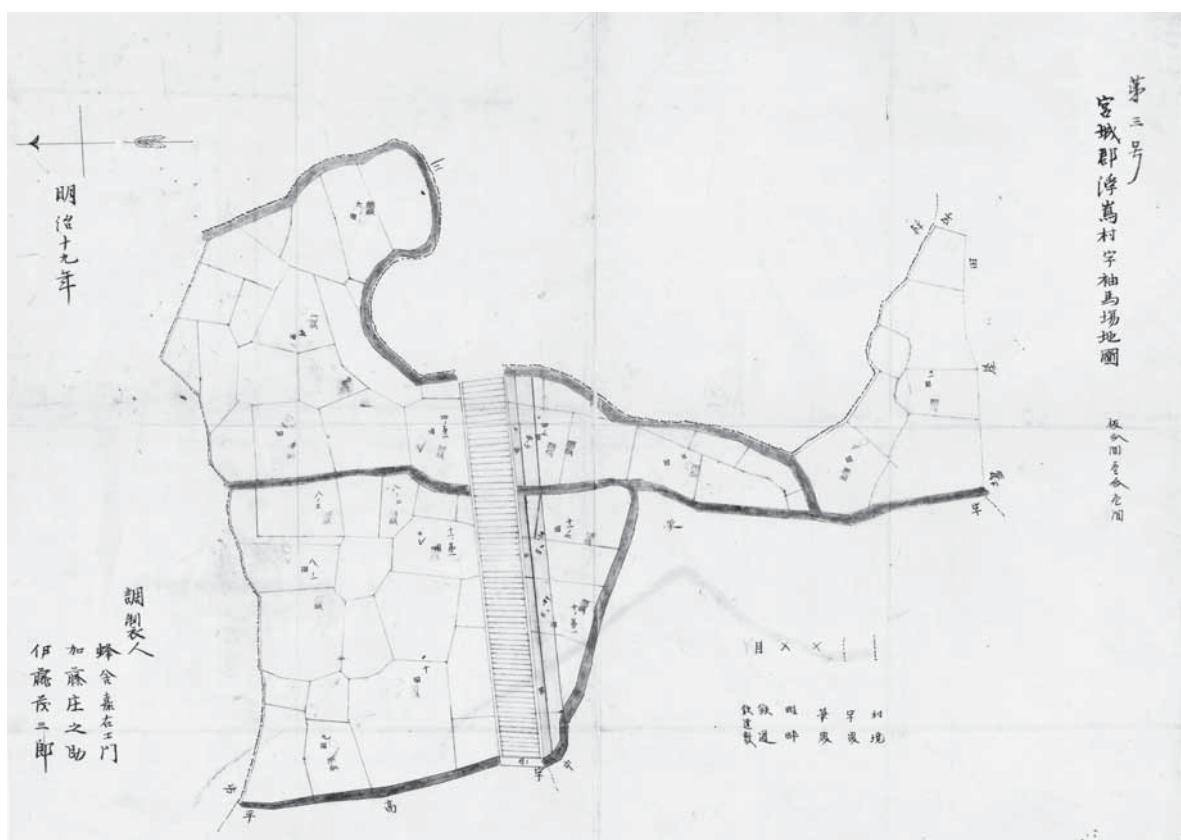
一 勸請 誰勸請と申義并右年月共三相知不申候へ共 淳和帝御猶子
河原左大臣融公を奉祭塩竈一ノ宮十四末社之内二御座候由申伝候事
△一 社地 一 社 西向式尺作 一 鳥居 西向
略

『安永風土記』によれば、この神社は嵯峨天皇第十二皇子の源融を祀ったものと言われている。源融は、貞觀六年（八六四）二月陸奥出羽按察使に任命されていることが『公卿補任』にみられる。

しかし、陸奥出羽按察使から右大臣・左大臣に昇進した人物は、昌泰四年（九〇一）の源光ほか複数いるので、「大臣宮」として源融を祀ったのはおそらく後世の擬定であろう。この「大臣（おとど）」については、むしろ次のような理解がより妥当性の高いものと考えられる。

馬場の埒（らち）の中央に設けられた騎射・競馬などに際して観覧するための殿舎は馬場殿と呼ばれ、「うまやのおとど」とも呼ばれる。

『栄花物語』一三によれば、東の対をやがて馬場のおとどにせさせ給ひて、その前に北南ざまに、馬場せさせ給へり」と、東対が馬場殿（おとど）に擬せられている。おとどは大臣屋・大殿屋・乙殿屋などと表記されており、調査地の通称「大臣（宮）」もこの意味に基づくのではないか。



第20図 宮城郡浮島村字袖馬場地図（多賀城市 所蔵）

つぎに紹介する市川橋遺跡第45次調査出土の「馬庭（馬場）修理」木簡の

れている。

発見により、木簡出土地＝北2道路南側溝の東地区に「馬庭（馬場）」を想定できる。そのすぐ南に位置する大臣地区で検出された大型掘方をもつC期のみではあるが、北廂建物が、東西に設置された馬場で行われる騎射・競馬等を観覧するための殿舎、すなわち「うまやのおとど（大臣）」と呼ばれ、その名称が「大臣（おとど）」という遺称として現在まで伝えられたのではないだろうか。なお、現在の「大臣宮」付近に「袖馬場」の字名が確認できる点も注目したい（多賀城市文化財課・鈴木孝行氏の教示による）。

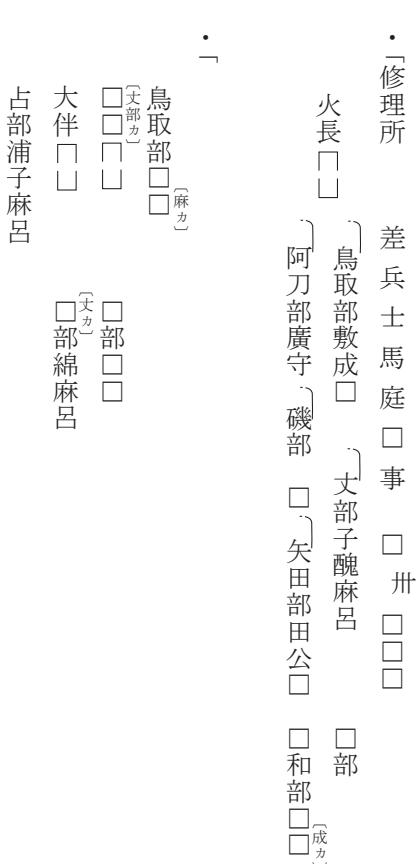
〈遺物〉

A 市川橋遺跡第45次調査出土木簡（三二五七）×六九×七

（1）形状

短冊型。上端は原形をとどめているが、下端は欠損している。オモテ面を下にした状態で出土したため、ウラ面の風化が激しく、下半部の墨痕が失わ

（2）釈文



第22図 「馬庭」木簡赤外線写真
市川橋遺跡 第120号木簡



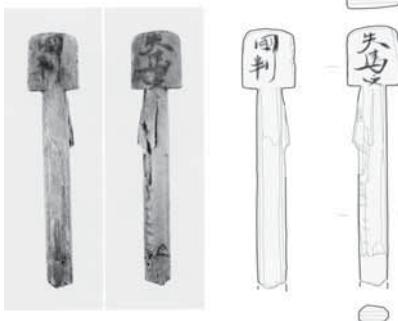
第21図 「馬庭」木簡（第120号木簡）
出土地点

(3) 内容

出土地点は、多賀城外郭南辺から南へ約100メートル、南北大路から東へ約50メートルである。出土遺構は、多賀城南面に拡がる方格地割の北2道路南側溝である。

馬の訓練や競技を行う「馬庭」（馬場）の修理のために兵士を派遣したことを示す木簡である。兵士が「馬庭」の修理に、そして本漆紙文書にみえるように、馬の官舎修理にも動員されている事実は注目すべきである。

なお、調査地の東地区は、比較的軟弱な地盤で、建物跡などが検出されておらず、居住域としては使用されていない場所であることが判明している。このようなことからも、本調査地の東地区は「馬庭」（馬場）の設置された可能性が高いと考えられる。



第23図 「失馬文」木簡

市川橋遺跡 第73号木簡

B 題籤軸木簡

① 「失馬文」「国判」

①「失馬文」は、陸奥国司によつて管理される官馬のうち失踪した馬を記録し、しかも“国判”を伴う文書の題籤である。②「馬券」は、おそらく馬の売買に関する文書題籤と考えられる。

市川橋遺跡第72次調査区は、以上の馬関連の遺構・遺物の所在地区とは距離的に若干離れている。しかし、次のような関連を想定することが可能であろう。すなわち、本文書は、おそらく馬の官舎に関する修理報告として中央に提出された国司解案として、馬司に保管されていた文書群の一部であろう。その文書を馬司所管の漆工房（本調査では漆工房遺構と断定できないが）における馬具などの塗り作業の際に、その文書を漆ふた紙として払い下げたと推測される。

以上のような馬関連の遺構・遺物などを多賀城の都市プラン全体の中に位置づけて、その意義を問う必要がある。都市プランは、南北大路（幅約

② 「馬券」



第24図 「馬券」木簡

市川橋遺跡 第75号木簡

一七〇一三一㍍）および東西大路（幅約一二㍍）の二つの幹線道路を基準として割り付けられた。

この都市プランの中で馬関連の遺構・遺物群の所在地区は、東北部の一画に位置している。すなわち全体プランの中核部ではなく、いわば周縁地区である。多賀城の政庁および約九〇〇㍍の外郭線で区画された主要城柵施設は、低丘陵上に立地する。当該地はその丘陵部から何本もの谷の流れが直接的に及ぶ低湿地帯を含む比較的居住条件には不適当な地域であるといえる。東西大路沿いに国司館など主要官司が占地し、道路から奥まつた地域は工房などが設けられている。

平城宮および平安宮においても、馬を管理する馬寮は、宮域の最も外側、西南部を占めている。この点からいえば、多賀城の馬関連の施設（仮に陸奥国府の馬司と称しておきたい）は、宮の馬寮と対角線の東北部に設置されている。古代の地方都市計画からすれば、“馬司”の占地は、都市中枢の周縁部に設置されたと考えることが妥当であろう。

7 推定年代

本文書は、本来、年代を確定できる文言を三箇所も有していたはずである。その三箇所とは、①文書の作製年月日、②修理期間と考えられる「〔 〕年六月一日盡全年七月□」、③位署部分の行上に記載される守および介の人名（多くの場合、文献史料上にその実名を確認できる）。現状では、この三箇所は欠損または墨痕がほとんど失われてしまっているために、年代を確定することはできない。当面は、本文書の年代は考古学的所見である九世紀後半としておきたい。

（国立歴史民俗博物館 平川 南
（日本学術振興会特別研究員 武井 紀子）

第16号漆紙文書

卷末図版



卷末図版 1 S X 3400 漆紙文書出土状況（西から）



卷末図版 2 漆紙文書出土状況（真上から 上が北）

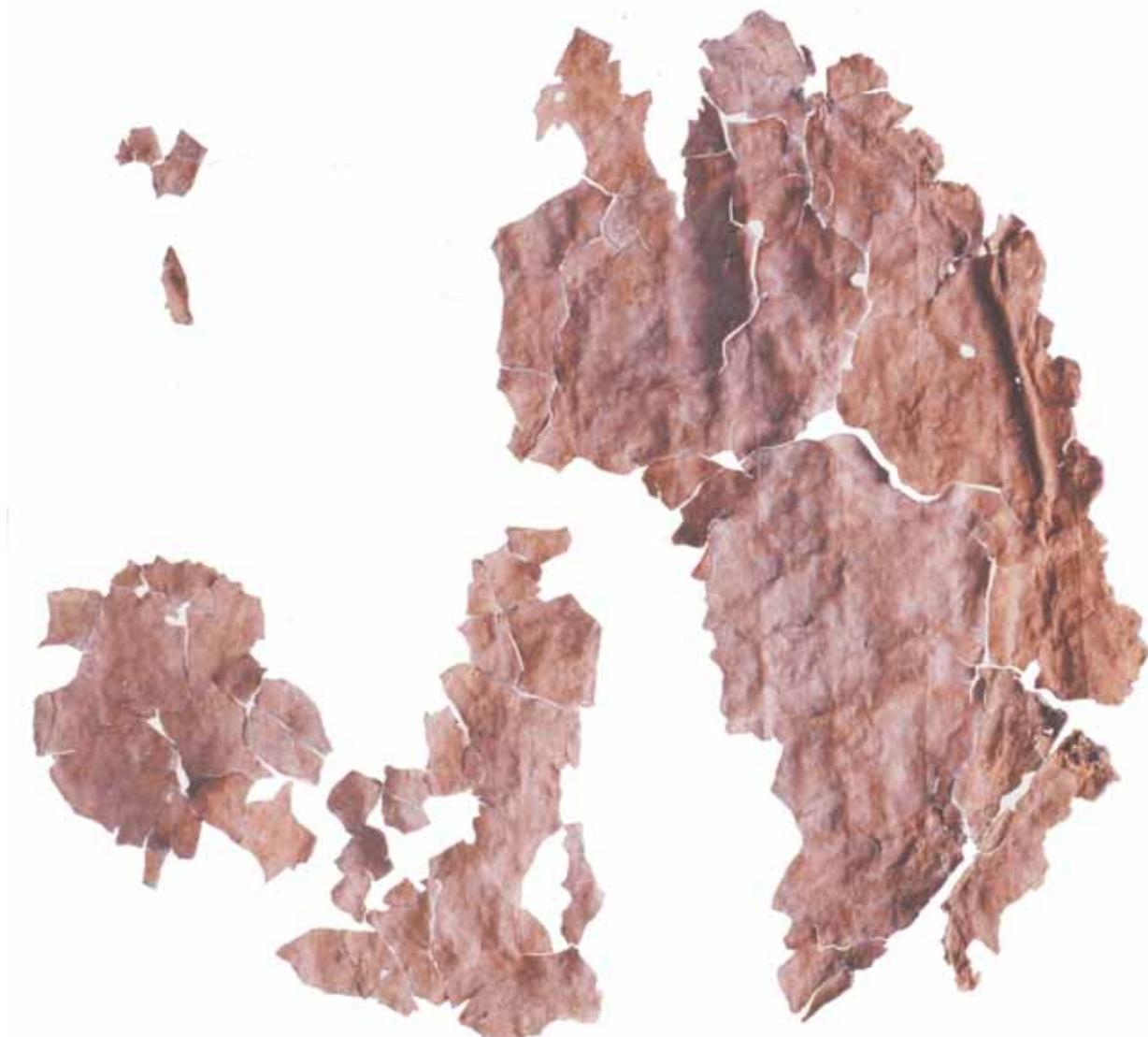


巻末図版3 出土状況・断簡配置

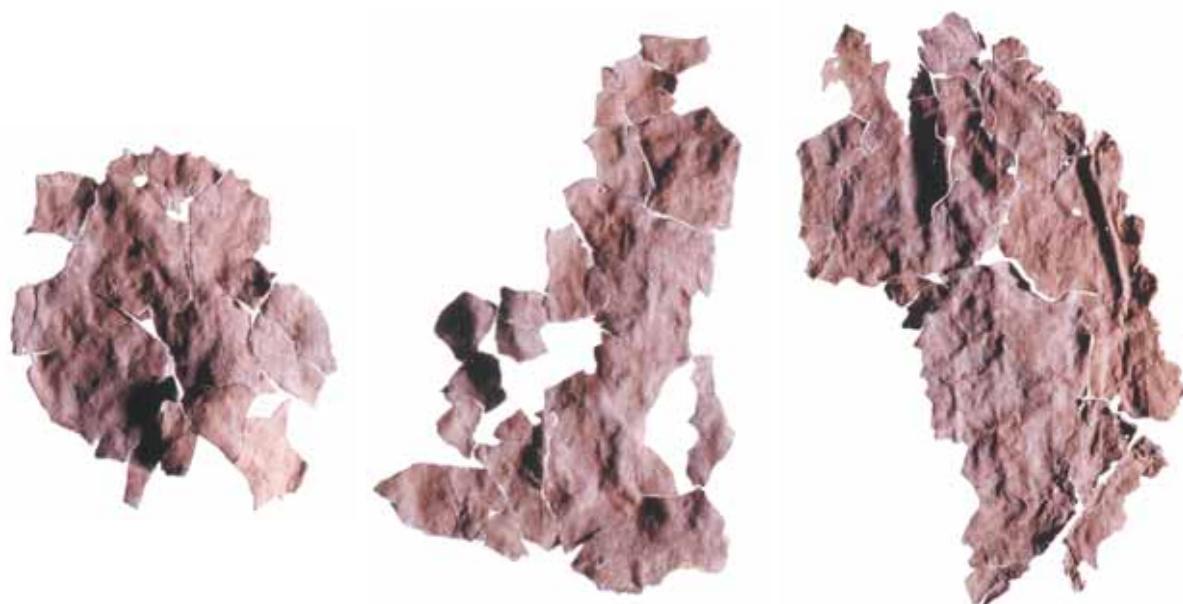


文書右側から撮影。E部（II断簡）とG部（III断簡）が近接している。

巻末図版4 E・G部出土状況接写



卷末図版5 第16号漆紙文書 可視光写真（才モテ面）



卷末図版6 第16号漆紙文書の界線（斜光での撮影。右からA断簡、B断簡、C断簡。縮尺任意）



解第4行「已上」の上の「口」



解第3行「盡」



解第1行「預」

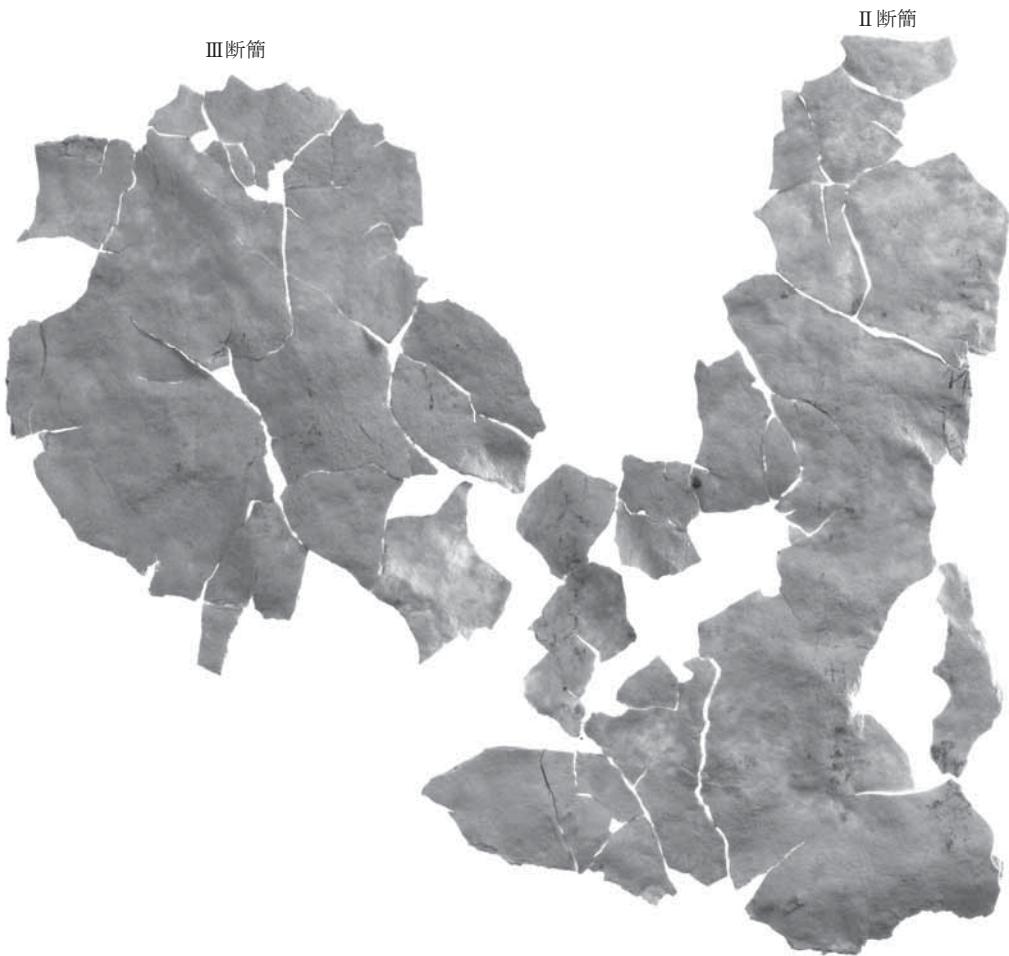
巻末図版7 肉眼で確認できる墨痕



巻末図版8 第16号漆紙文書 可視光写真（漆面）



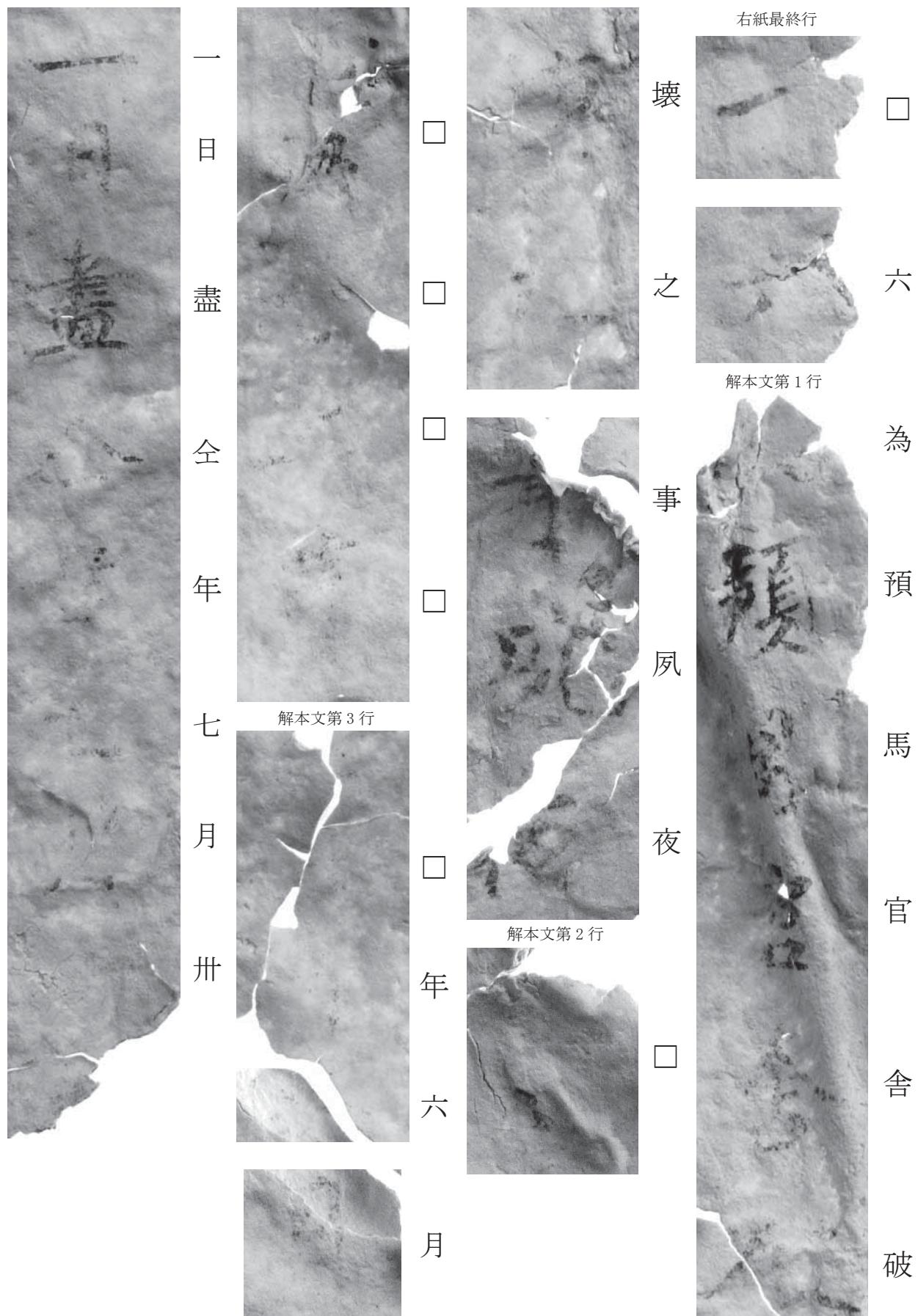
巻末図版9 漆紙文書赤外線デジタル写真 I 断簡



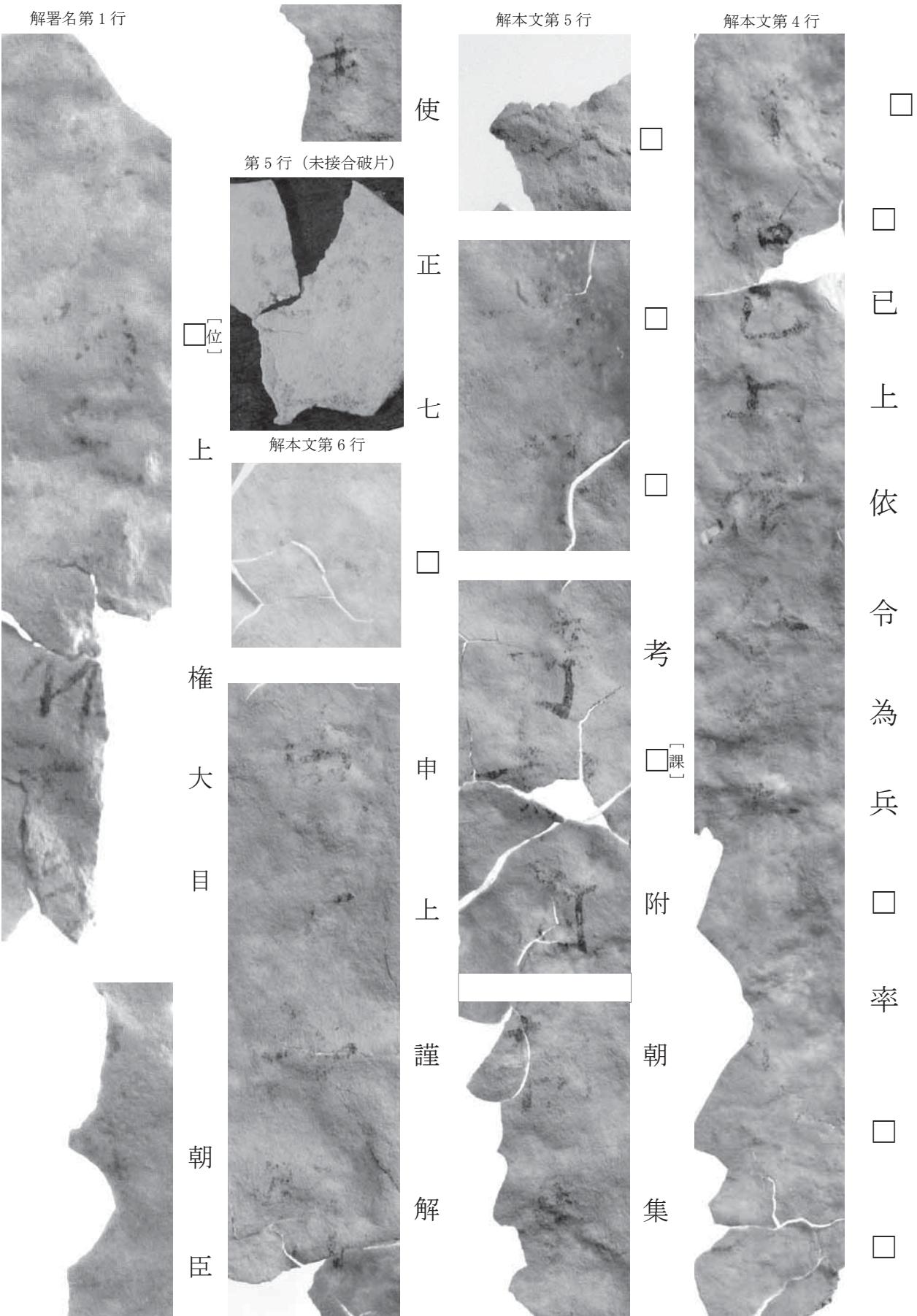
卷末図版 10 漆紙文書赤外線デジタル写真 II・III断簡

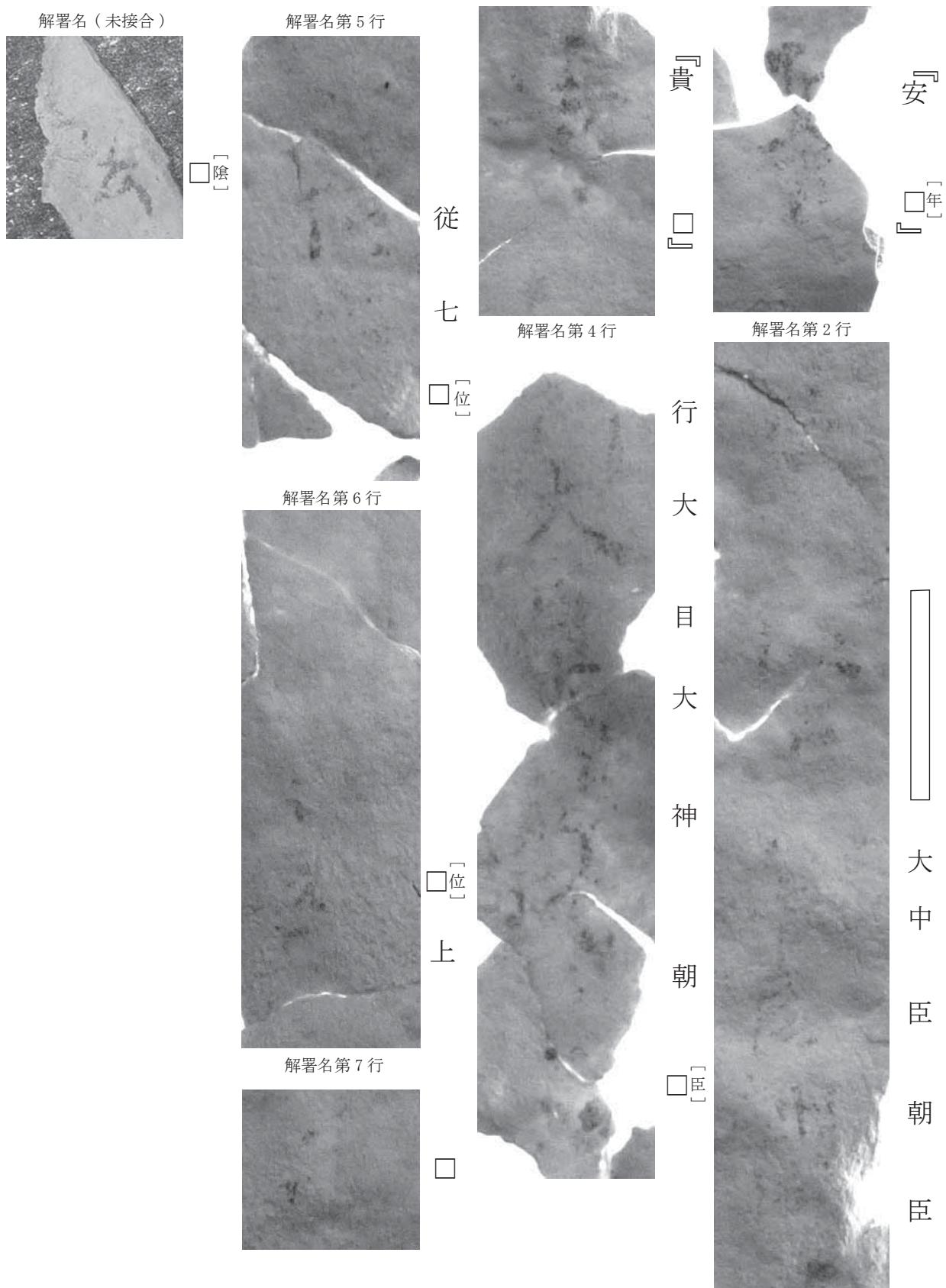


卷末図版 11 漆紙文書赤外線デジタル写真 I 断簡 (透過撮影)



卷末図版 12 墨痕拡大写真（赤外線デジタル）1





卷末図版 14 墨痕拡大写真（赤外線デジタル）3



卷末図版 15 第 16 号漆紙文書 墨痕実測図

報告書抄録

ふりがな	いちかわばしいせきだい72じちょうさしゅつどのうるしかみもんじょ
書名	市川橋遺跡第72次調査出土の漆紙文書
副書名	
シリーズ名	多賀城市文化財調査報告書
シリーズ番号	第107集
編著者名	村松稔・鈴木琢郎・平川南・武井紀子
編集機関	多賀城市埋蔵文化財調査センター
所在地	宮城県多賀城市中央二丁目27-1
発行年月日	平成23年7月29日

所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
いちかわばしいせき 市川橋遺跡	みやぎけんたがじょうし 宮城県多賀城市 じょうなんちょうめ 城南一丁目1-7	042099	18008	38度 17分 49秒	140度 59分 22秒	20080624 20080717	39m ²	個人住宅 建設

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
市川橋遺跡	集落・都市	奈良・平安	掘立柱建物跡 溝跡、土壙	漆紙文書	SX3400から第16号漆紙文書が出土

要約	市川橋遺跡第72次調査で発見したSX3400から出土した漆紙文書について、報告と検討を行った。内容は、馬の官舎に関する修理報告と推定される。
----	--

多賀城市文化財調査報告書第107集

市川橋遺跡—第72次調査—出土の漆紙文書

平成二十三年七月二十九日 発行

編集 多賀城市埋蔵文化財調査センター

多賀城市中央二丁目二七番一号

電話（〇二二）三六八一〇一三四

発行 多賀城市教育委員会

多賀城市中央二丁目一番一号

電話（〇二二）三六八一一四一

印刷 株式会社工陽社

塩釜市尾島町八一七

電話（〇二二）三六五一一五一